第四編　財政

はしがき

滿洲國の財政を總觀する爲には、滿洲國の一般會計、特別會計及地方財政（縣、市、旗、村）を考察するのみでは不充分である。と云ふのは、滿洲國は日滿不可分關係强化を基底とする近代的統治組織の確立を、その成立發展の根本的條件としてゐるので、その財政に於ても當然日本政府と色々な意味で不可分關係にあるのであるから、日本財政を考慮に入れざる滿洲國財政論は、全體の中の一部分である可き個別を、獨立せる全體と考へる謬論とならう。現に、日本政府は事變後、滿洲事件費其他の費目の下に、莫大なる滿洲國の國防治安維持費を計上し來たつたし、又、日本外務省＝領事館、關東局及び滿鐵附屬地等の財政は、古くからの日本の滿洲經營費であり、そしてそれは今や滿洲國成立の當然の歸結として、治外法權撤廢、附屬地行政權返還を通じて行はるゝ滿洲國新舊統治形態の整理統一により、合理化され樣としてゐるのであるから、一層之等の諸支出、諸財政は、滿洲國財政を云爲する際に見落してはならないのである。更に、滿鐵＝鐵路總局の新しい社債は、滿洲國の鐵道借款とも考へらるゝから、滿鐵＝總局の財政は、滿洲國の特殊なる特別會計とも見なければならない。

かくの如く、滿洲國の財政を總觀せんとすれば、日本の財政を色々の角度から考慮に入れねばならず、極めて問題が輻輳してゐるのであるが、この小論はそれ等をたゞ現象的羅列的に叙述するに止め、それ等の分析と再構成による問題の明白な提出は別の機會に讓ることゝした。

よつて小編の叙述は次の樣に組成されてゐる。第一章に於て建國當初より康德三年（一九三六年）度總豫算に至る、極く一般的な滿洲國財政確立過程の概說を試み、以て總括的な理解に供し、第二章に於ては、滿洲國各種會計に就いて個別的、平面的な叙述を行ひ、第三章に於て、滿洲國に關係ある日本側諸財政に就いて、全く素材的な紹介を試み、最後に第四章に於て、滿洲國財政に治外法權撤廢の與ふる影響とその意義とを少しく述べ、結語とする。

第一章　滿洲國財政の確立過程概說

第一節　建國以前の財政

一、張學良時代

張作霖＝奉天軍の、蔣介石＝南方北伐軍に對する敗北と、張作霖の爆死（一九二八年六月四日）とは、滿蒙の天地にも、青天白日旗を靡かしむるに至つた（同年一二月二九日）とは云へ、この全國的征覇は、アジア的封建統一國家たる清朝の爛熟的崩壞後の、軍閥割據による半封建的、半植民地的各省分治を、未だ單に形式的に統一したに過ぎなかつたので、舊東北四省は依然として、關稅收入と鹽稅收入とを南京中央政府に奪はるる外は、全く獨自的な財政を維持してゐた。だが各省は、それ自體に於ても亦、統一的な財政制度をもつてゐなかつた。卽ち、各省最高財政機關たる財政廳は各地稅捐局をして、主要省稅を徵收せしめてゐたとは云へ、同じく省機關たる、實業廳、將軍行署（＝軍政署）教育廳等々も、各自一部の租稅を取立てゝゐる樣な不統一の有樣であり、又省財政廳の縣市財務局に對する監督も、極めて曖昧な、不見識なものであつたし、而も、稅捐局による省稅の徵稅は、各稅捐局別の請負制度によるものであり、且省稅の中、田賦、契稅の兩者は、縣市財務局の請負的徵稅に委ねられてゐたのである。その上に各種租稅々率も省によつて、又は縣によつて異るのみならず、稅種さへも區々であつた。

かくの如き不備、でたらめは、獨り租稅制度に於てのみならず、各省豫決算上に於ても、同樣に現はれてゐた。豫算は各省別、縣市別及び歲出入別に一應整理して發表されてゐたが、その款項の不備は問はないと

しても、その實行は、張家、又は省長、縣長の恣意に委ねられてゐたのである。だから發表豫算は、『かくの如しと考へよ』と願ふ、彼等の希望又は意向を物語つてゐたに過ぎなかつた。

二、滿洲事變より建國迄

かゝる亂脈の中に、滿洲事變が起り（一九三一年九月一八日）軍、省、縣の各主腦部及び鄕村の勢力家等々の中で、排日的な連中は次々に逃亡したので、總ての政治機構は一時完全に瓦解して了つた。だが日本軍の敏速にして强力な力により、都市を中心として次第に治安が安定して來ると、親日新政權樹立を目標として、各省に地方維持委員會が出來、一先づ、舊政權時代の豫算をそのまゝ踏襲し、漸次鹽務署、權運署の接收を行ひ、一部の財源に當てることにした。而して人心收攬の爲に遼寧地方維持委員會（奉天省）に於ては、一九三二年一月一日、善政主義を標榜して、豫算の編成替をやつたり、荐稅以下五種の租稅及票照費の廢止、出產稅以下四種の租稅半減、田賦以下八種の租稅の地方縣市委讓を試みたり、吉林省に於ては軍費附加稅二割減等々の聲明を發したりしたとは云へ、[一]その支配力は、日本軍の援助の下に、小數都市地の治安を僅かに維持するのみであつたので、その後も暫くの間は、その稅制改革や減稅の恩惠に與る迄もなく、國民の大多數は凡そ良稅、惡稅に不拘、納稅どころの沙汰ではなかつたのであるし、假令納稅したとしても、中央に納められた金額は殆んど無かつたと云つても過言ではあるまい。

かくの如く滿洲國建國までの約五ヶ月間の滿蒙の天地は總てに亘り、全く、混沌そのものであつたと云つてよいであらう。かくて財政收支も亦、混沌として據る可き數字もないが、建國準備の爲の各種政治活動及び治安工作等總て日本軍部の友誼的助力に仰いだであらうことは想像に難くない。かくの如く滿洲國財政に於ける日滿不可分關係は建國前に於て既に出發するのであるが、この關係が末長くこの國財政の基底的性格を規定するものであることは、以下各章に於て見る通りである。

次に建國後の國內財政制度確立過程一般に就いて、簡單に述べよう。

註　滿鐵經濟調査會『滿洲經濟年報』一九三三年版第二部第三章第一節及第三部第一章第四節參照。

第二節　滿洲國建國過程と財政の確立

一、建國年度

滿洲國は、この混沌の中から、一九三二年三月一日誕生した。先づ中央政府を新京に組織し、歲入其他一般財政を司る中央機關として財政部を設け、更に變算編成に重點主義採用を可能ならしめんが爲に、歲出の監督機關たる主計處を財政部より離し、總務廳に歸屬せしめ、中央政府財政機關の合理的組織に成功すると共に、他方軍政の中央統一と中央金庫＝中央銀行確立との爲に、夫々國費總額の四三%、二者合計八六%＝一五、三〇〇千圓を支出したことは、滿洲國財政確立への第一歩と云はねばならないであらう。

併し、歲出て於ては、產業費も文化費も土木費も總て地方（省又は縣）任せであり、歲入に於ては、臨稅と公債金以外には財源を持たなかつたが爲に、歲計豫算の見透したゝず、止むなく月別豫算を編成して、統治活動を開始したのであるから、それは唯單に中央政府を組織したと云ふ丈であつた。卽ち舊軍閥の三千萬民衆收取の手であり、管であつた省縣制度と、その糧である省縣稅とに些かの改變をも加へず、特に縣稅は兎も角、各省々稅を中央政府の手に收め國稅とすることなくしては、强力な國家活動は出來ないし、省財政廳及び各地稅捐局の國家的統制なくしては、地方勢力家の跋扈は押へ得まい。且つ關稅收入は、從來擧げて南京政府に送金せられてゐたのであるが、新國家樹立を宣言したとしても、海關の接收なくしては、完全な獨立國家が成立したとは云へまい。而も國內治安の恢復と整備せる中央政府の形成とその運用とには、莫大な經費が要求せらるゝのであるから假令收入が少額であるとしても見逃してはならないのであるが、この國の如き組織せられざる半封建的、植民地的農業國に於ては、關稅收入は最大の稅收入なのであるから、問題は大きい。

かくの如く、關稅をも、省稅をも、新國家歲入に計上し得ないのでは、統一ある豫算を編成することは難しく、整備せる一ヶ年豫算なくしては、民衆の要望に應へ、協力者日本の贊同を得るが如き統一的な、强力な、國家活動は出來ないのである。

二、大同元年度

玆に於て、滿洲國は、總ての國家活動の基礎となる、統一ある、有力なる、歲計豫算を樹立せんが爲に、隱忍七ヶ月、貧困なる月別豫算に甘んじて、建國年度末より大同元年度始にかけて次に列擧するが如き、諸準備を完成したのである。

(1)、大同元年（一九三二年）六月一三日。中央銀行法、同行組織辨法及び貨幣法を發表すると共に、前述の如く中央銀行設立資金七五〇萬圓を支出し、健全財政への途を拓いた。と云ふのは、國內に於て貨幣單位とその價値とが種々雜多であれば、合理的な課稅は不可能であるし、强力な中央銀行による金融、貨幣政策の遂行なくしては、國庫金の統一、起債政策の圓滿なる運行は出來ないからである。

(2)、同年六月一八日、財政部總長熙洽の名を以て、大連海關を初め、全滿各海關接收に就て、斷乎たる聲明を發し、南京政府宛の送金を中止せしむることにした。これは新政府成立直後全滿海關接收に就いて、南京政府と協議せんとしたが、その後何等應諾の模樣なき爲の最後的意思表示であつた。この聲明に次いで、同月二六日には大連及哈爾濱海關を、二七日には營口海關を、二八日には安東海關と云ふ風に、全滿の海關を接收した。

(3)、同年七月一三日、財政部佈告第二號を以て從來の各省財政廳を廢し、稅務監督署を設置し、稅捐局其他の徵稅事務の監督に當らしめる事にした。これは各省勢力家が、財務機關を私有視せんとする舊習を革めんが爲であつた。

(4)、同年九月一五日、日滿議定書の調印成る。この日本の滿洲國承認と同時に、對中華民國輸出入品並に船舶に對する課稅制度改正に關する聲明書を發した。この日本の承認と中國を純然たる外國扱にする聲明とは、滿洲國の財政的獨立を先づ可能にしたと云はねばならぬ。

(5)、同年九月一九日、國稅地方稅劃分案綱要及其の辨理方法を發表し、省稅を廢し、その大部分を國稅に收め、一部を地方稅（縣市稅）に讓ることにした。奉天省に於ては、前年一一月一〇日付を以て、地方に委讓した田賦、營業稅等をも再び地方より取り上げて國稅とし、以て主たる稅種は各省共國地稅劃分を統一せしめた。この省稅廢止により、國費を私腹する地方閥族の榮養根を絕ち、それを中央政府收入とすることにより、中央財政の基礎を確立した。

かくして關稅の獨立と徵稅機關、國庫金、起債の統一とに成功したので、滿洲國は同年一〇月一八日、建國後最初の歲計豫算＝大同元年度豫算[二]を發表することが出來た。この豫算の統一は、滿洲國財政の獨立と統一との一應の完成を告ける餘しき示標である。

舊政權財政の無雜亂脈と事變直後の混沌にも不拘、兵火起りて僅か一ヶ年、建國後八ヶ月未滿にして、幾多の基本的改革を終へ、兎も角具體的な歲計豫算を發表して、民衆の信を篤め、中外に獨立を數字的に宣明し、以て「豫算制度及貨幣制度改革案實現の前途には幾多重大なる障碍の存するが如し」と述べて滿洲國財政の前途に暗黑と混亂とを豫想したリットン報告書[三]及その信奉者＝國際聯盟の秘かなる期待を、見事寒切り

得たことは、偉大な成功と云はなければならぬ。

註　一、會計年度は、舊制即ち中華民國のそれと同じく、七月から翌年の六月迄と定めたので、この大同元年度豫算は、既に、月別豫算として實行したところの七月分及八、九兩月分をも含ましめてあり、それ以前の四ヶ月間の各月別豫算を一括して、建國年度豫算と稱へることゝした。

二、リットン報告書、日本外務省譯、國際聯盟協會版、昭和七年十月、二二七頁。

されど、この歳計豫算は未だ幾多の不備を藏してゐた。即ち、(1)特別會計と一般會計の分離をみず、(2)各部經費が積算せられず、大數達觀により計上せられ、特に軍政部經費の如きは、數項目が殆んど分化せられず、渡切り經費的であつた。(3)熱河省及東省特別區等は豫算外に置かれた。(4)國庫準備金の異常に多額であつたこと、等々が指摘せらるゝのであらう。又(5)舊政權時代、亂雜と苛酷を極めたる稅制の整理統一も、滿洲國が漸を追ふて果されなければならぬ重大な使命であらう。

先づ大同二年(一九三三年)一月二二日、建國公債其他に資金を需めて、追加豫算を計上し、それと共に國都建設局、國道局、專賣公署、關稅及鹽稅擔保舊外債整理基金、及需品資金の五特別會計を設定し、國費使途の歸趨を明かにした。

三、大同二年度

大同二年度總豫算(一九三三年六月三〇日公布)はこれ等の不備な諸點を一掃した。即ち、「熱河省及東省特別區をも包含するのみならず、全國現存の軍隊官衙學校等總てを拾收し、此等は殆んど總て豫算の拘束を受くるに至り」、前年度に比較し、(1)準備金の激減し、(2)軍政部費が細分積算され、(3)省公署費が、分解計上され、(4)地方官衙(歳入歳出共)にして豫算の統制を受くるに至りしもの多くなつたこと等は、單に豫算としての進歩たるに留まらず、實に滿洲國自體の安定と發展とを物語るもの」であらう。尙ほ豫算編成方針に於ても、前年度に於ては、經費が治安の維持と財政の確立にのみ集中されて居たが、大同二年度に於ては、これ等の外に、產業開發、地方行政整理、治外法權撤廢準備等が少額乍ら考慮に入れられ、且減債基金の制を創めるなど、進歩著しきものがあつた。よつて、「之を要するに大同二年度豫算は眞の意味に於ける滿洲國最初の歳計總豫算たるのみならず、民國時代に於て曾てその例を見ざりしものなり」との言も、敢へて過言ではあるまい。

註　一、主計處長松田令輔氏『財政上に於ける滿洲國の統一』國務院總務廳、主計處、大同二年一一月二頁。

二、滿洲國『大同二年度豫算綱要』四頁。

三、治外法權の爲の經費はこの後、各年度豫算に計上されたが、その詳細は第四章參照。

四、滿洲國『大同二年度豫算綱要』四頁。

尙ほこの年、減債基金、被服廠、吉黑榷運署、國有財產整理資金、郵政、北滿特別區の六特別會計が設置された。

越へて、一九三四年一月一二日第一次追加豫算約一八百萬圓を治安維持、產業開發、治外法權撤廢準備等の爲に支出し、一月二五日(第二次)と三月一日(第三次)とには計約三百萬圓を帝政實施諸費として追加計上した。

又、稅制整理に於ても、色々の改廢を試みてゐるが、その中主なるものは、一九三三年七月の第一次關稅改正、同年一二月一日より實施した出產糧石稅の減稅的全國的整理統一及翌年三月一日より帝政記念の爲に行つた鹽稅率輕減であらう。

四、康德元年度

康德元年度總豫算は前年度より約四千萬圓の膨脹を示してゐるが、而も特別な建設事業の爲の公債借入金の外は、非募債主義を貫き得てゐることは、滿洲國財政の確立を物語るものであらう。この年度豫算の特長は、(1)國防分擔金九百萬圓の計上、(2)人件費を新給與制によつて見積つたこと、(3)特別會計に於て、軍械廠、投資を新設し、國道局、北滿特別區を廢止したこと、(4)提成金制度を廢止すると共に、模範稅捐局を設定した(全滿一六〇の稅捐局中、四〇を模範稅捐局とした)こと、(5)大陸科學院、臨時產業調査局を新設したこと等であらう。

註　一、滿鐵經濟調査會編『滿洲經濟年報』一九三四年版二七九頁によれば、この改正で節約し得た人件費は僅か五〇萬圓であり、而も實際は人員の增加の爲に、前年度より却つて約一千萬圓の增額となつたと云ふ。

この總豫算の外に、一一月二二日には皇帝御渡日準備經費＝一、二八〇千圓(第一次)を、同月二九日には治安維持費、減債基金等＝四、〇一九千圓强(第二次)を、翌年三月一九日には臨時帝室費其他＝八八九千圓餘(第三次)を、四月一日には補助縣費、治安維持會費等＝五、〇一六千圓强(第四次)を追加豫算として計上してゐる。以上四者合計＝一一、二〇五千圓弱は、その殆ど全部を大同二年度歳計剩餘金より支出してゐるのである。

かくの如く滿洲國に於ては財源が許さゝる限り隨時追加豫算を計上し、漸次國費の膨脹を招來してゐるが、かゝる頻繁なる追加豫算の施行は、勿論建國匆々國事多端な折には止むを得ないことかもしれないが、と云つても總豫算の計畫性と確實性とを著しく害ふものであるが故に、議會の無いこの國に於ては、特に注意、戒心されねばならぬことであらうと思はるゝ。

この年度には中央集權的獨立國家完成—勿論日滿不可分關係の上に立つてのーへの、對內的對外的指標となる諸事件が相續いて起つた。今それ等が財政の上に殘した足跡を列擧的に記述すると次の通りである。

(1)第二次關稅改正(一九三三年一一月二二日より實施)、國內產業保護と關稅率不均衡の技術的是正による日滿貿易の促進と稅收確保とを目標にして行はれたのであつたが、後二者の目標にとつては極めて實利を齎した改正であつた。

(2)新省制度實施(同年一二月一日より實施)、舊四省を一〇省に改編し、地域を縮少するのみならず、省長の個人的權限を縮め、各省財政が完全に新京中央政府の意の儘に動かさるゝ樣になつたことは、中央集權化の途を數步前進せしめたものであつて、この足跡を豫算面上に求むれば、大同一、二年度豫算に於て計上せられてゐた支付金＝約百萬圓餘が康德元年度豫算に於ては消滅し、その代り日滿人を問はず高級官僚に支給せらるる交際津貼(手當)が僅か許り＝一二一千圓計上せらるゝこゝとなつたのである。これは直接には先の給與改正の結果であるが、事實上はこの新省制度による中央集權化の、換言すれば、閥族主的であつた省長及び大臣等滿系高官の近代的官僚への改編の、數字的人件費的裏付けと見なければならない。

(3)北鐵買收成立(一九三五年三月二三日調印、即日接收)、假令政治的實權は既に皆無に等しからしめられてゐたにしろ、日本以外の外國の支配下にある鐵道が國土の半分に跨り國際要路となつてゐる間は、滿洲國の統一性は未完成と云はざるを得まい。然るにこの北鐵が一億八千萬圓と云ふ政治的經濟的重要性から考へると極めて安價に接收出來たことは、滿洲國統治に新しい段階を齎すものと見なければならない。この意味でこの買收の爲に設けられた鐵路國債特別會計は特筆しなければならない。

(4)石油專賣(同年四月一日より實施)石油は現代軍事行動にとつて必要缺ぐ可からざるものであるが故に、生命線滿蒙の天地に於ける石油の配給が日本以外の外國資本(英米)の手に收められてゐることは、日滿國防の上から極めて遺憾なことであつた。玆に於て滿洲國は國際紛議の懼れをも省みず、石油專賣を斷行し、煤油類專賣特別會計を設けたことは、北鐵買收と共に滿洲國純一化の一指標となるであらう。

(5)日滿不可分關係聲明の詔書渙發(同年五月二日)、第一次及第三次追加豫算にて、皇帝御渡日諸經費計一、九九一千圓を計上したことは前述の通りであるが、恙なく御歸還後、詔書を渙發せられ、日滿一體を中外に宣明せられた。次いでこの詔書の趣旨を更に貫徹する爲に內閣を更迭し、

新官僚内閣を成立せしめられたことは、日滿議定書（一九三二年九月一五日調印）及國際聯盟脫退（一九三三年三月二七日）等に於て蒔かれた種子の結實とも見る可きものであらう。

五、康德二年度

この結實は直に日滿經濟委員會（一九三五年七月一五日調印）、治外法權撤廢に關する日本政府聲明（同年八月九日）、鮮銀券引上げ（同年一〇月二七日新圓發表）等々を招來せしめ、玆に於て滿洲國は建國段階より本格的統治段階に移行する政治的諸準備が漸く整つて來たのであるが、それは當然財政に反映しなければならない。會計年度の改更はその反映の形式的表現である。即ち從來の會計年度始期七月は稅收入の最も少ない時でもあり、諸事業進行の最中でもあるので、支那財政の一環としては兎も角、日滿不可分關係の上に樹つ獨立國の會計年度始期としては不合理であるので、康德三年度よりは會計年度を曆年制に改めることに決定したので、康德二年度豫算は半ケ分として編成された。

かくの如く本年度豫算は實質的にも形式的にも過渡期の豫算であるので、勢ひ目新しい費目は少ないが、それでも前年度半ケ年分に比し、五、〇三四千圓の增加であり、且次の如き三つの特長を有つてゐた。

(1)第二次關稅改正の結果、「前年度半ケ年分に比し、一〇、三〇九千圓と云ふ莫大な增收が見込まれたこと。

(2)舊紙幣回收が前會計年度末（六月）限りで打切られた結果、滿洲中央銀行より紙幣回收益金として三百萬圓を納付せしめたこと。

(3)右益金＝三百萬圓を義倉費として計上支出したこと。

舊紙幣回收の成功的結了は、國幣の金圓定着及び鮮銀券の滿洲流通界よりの引上げと共に、日滿不可分關係强化の線に沿ふ滿洲貨幣金融政策の統一化＝近代化を物語るものであり、從つて治外法權撤廢が滿洲國統治の本格化＝平常化の政治的表現であるとするならば、これは即ちその金融的經濟的表現と云はなければならないであらう。

義倉費＝三百萬圓の計上は、大同元年度に於ける水災救郵費及び窮民救郵費計一、八二九千圓の計上と共に、滿洲國が嘗て支出したる目立だし き社會政策費である。假令この中二百萬圓は康德元年に於て窮民救濟の爲に貸付けたる糊石の買戻資金に流用さるゝものであるとしても、かくの如き費目に三百萬圓といふ金額の支出は、滿洲國治安政策が武力工作より漸次經濟工作へ轉換しつゝあることを表白してゐるものと云はねばなるまい。

かくの如くして滿洲國は漸次本格的統治段階への轉換期が成熟しつゝあるのであるが、それは又當然稅制の整理を伴はねばならない。在滿邦人及資本にとつて最も影響の大きい營業稅の改正（七月一日より實施）及び地方稅體系の全國的整理統一（八月二四日公布）はこの氣運に從つた財政部當局の努力を示すものであらう。かくて滿洲國租稅體系の中、未整理の僅かだ手をつけられずに居る主なる稅種は、田賦＝地稅、契稅、牲畜稅、營稅、印花稅、（鹽稅）等となつた。

尙ほ九月二一日、一、〇八一千圓の追加豫算を計上したが、取立てゝ云ふ程の內容のものではなかつた。

六、康德三年度

本年度豫算は曆年制會計年度による最初の豫算であるが、來る七月には治外法權撤廢、附屬地行政權返還の先驅を迎ふるのであるから、滿を持して放たずと云ふ姿か、本豫算の構成は舊態依然として殆ど云ふ可き改革の跡が無い。强いて求むれば、國防費分擔金の增額＝國費總額の約一割へ、森林特別會計の新設、企劃處の活動開始、模範稅捐局の全國的完成、高等農業學校の設立位のものであらう。

併し本年度內には、治外法權撤廢のみならず、地方制度の改革（區村制度の合理化、縣の廢置分合）土地整理（土地局の擴大）、軍警一致、農村對策の樹立、行政機構の改革等々が企劃せらつゝあると云ふのであるから、來年度豫算は兎も角、玆二、三年の中には、豫算面上に大きな變革が加へられることが豫想せらるゝ。さうだとすると、本年度豫算などは、建國時代より統治時代への轉換期に於ける典型的豫算と云ふ可きかもしれない。

かくの如く觀じ來たれば、建國年度より本年度に至る滿洲國財政の確立過程は、滿洲國建國過程であり、その財政の近代化＝合理化は日滿兩國を益々不可分關係に結びつけ、ひいては本格的統治時代を招來せんとする爲の、涙ぐましき努力であつたと云はなければならないであらう。

第二章　滿洲國各種財政

第一節　一般會計

一、歲入總額の膨脹傾向とその限度

建國當初より康德三年度に至る滿洲國財政は、日滿兩國を不可分關係に結び付け、本格的統治段階を招來する爲に『生みの惱み』を經驗して來たのであるが、前章にて財政的諸現象を追求した限りに於ては、それらの諸努力は今や治外法權撤廢を契機として滿洲統治形態を再構成する迄に結實した樣であるが、本節に於ては一般會計豫算面上の具體的數字に依つて簡單にその間の事情を再確認してみよう。先づ歲出入累年一覽表を求むれば次の通りである。

第一表　一般會計歲出入累年一覽表（單位千圓）

年度	歲出						歲入					
	經常部	%	臨時部	%	計	%	經常部	%	臨時部	%	計	%
建國年度決算	二七、〇〇二	八	三七、七九九	九二	四五、八〇一	一〇〇	三、八四二	三	一〇、七二四	九七	一一、五六六	一〇〇
大同元年度決算	一〇八、四二二	五三	四四、九二一	四七	一五三、三四三	一〇〇	一三五、三三三	六八	六四、九六六	三二	一九四、三〇〇	一〇〇
大同二年度決算	二五、一四四	一〇	四三、四三五	九〇	六八、五七九	一〇〇	四三、四三八	一〇	三七、〇三八	九〇	八〇、四七六	一〇〇
康德元年度豫算	一六三、三三一	一〇八	五六、六八八	二五	二一九、九九九	一〇〇	一九九、九三〇	一〇三	一九、九九〇	九七	二一九、九二〇	一〇〇
康德二年度豫算	一七七、二一一	一二七	三四、九四七	一六	二一二、一五八	一〇〇	二二二、一五九	一〇九	一〇、九二一	五	二三三、〇八〇	一〇〇
康德三年度豫算	一九三、三四四	二六	五六、一七一	二四	二四九、五一五	一〇〇	二四九、四三五	一二一	一三、〇八一	六	二〇五、五一六	一〇〇

備考　一、建國年度は四ケ月、康德二年度は半ケ年であるが玆では便宜上一ケ年分に換算した。

二、康德元年度及二年度は追加豫算をも加算した。

大同二年度迄は歲出入共、不思議に同一膨脹率を示して來たが、其後、歲出は相變らず膨脹してゐるのに、歲入は停滯し出して來たことを先づ注目しなければならない。

註　滿洲國『大同二年度豫算綱要』四頁。

この歲入停滯化の傾向を更に明瞭ならしむる爲に、歲出に對する歲入超過額を求むれば、第二表の通りである。

第二表　歲出に對する歲入超過額累年一覽表（單位千圓）

年度＼項目	歲入超過實額	歲出總額に對する同上百分率
建國年度決算	九二八	二·六%
大同元年度決算	三三八八	七·五%
大同二年度決算	二九〇九三	一八·六%
康德元年度豫算	※ 一九四三五	一〇%
康德二年度豫算	※ 七三四四	三·六%

備考　1、建國年度及康德二年度は一ヶ年分に換算した。
2、豫算には追加豫算をも加算した。
3、※＝康德三年度歲入豫算額を以て康德元年度及二年度の歲入實額と假定した。

歲出に對する歲入超過額の百分率が、大同二年度迄は一七%、乃至一八%、と云ふ高率であつたのが、康德元年度に於ては一〇%に下り、康德二年度に於ては更に三%五迄急降下してゐるのであるから、歲入豫算は大同二年度乃至康德元年度に於て大體確立されたと云はねばならない。而してこの歲入超過額は翌年度又は翌々年度に於て前年度又は過年度剩餘金繰入金として一頻繁なる追加豫算の財源は主としてこの剩餘金であつた—歲出膨脹の基を爲して來たのであるが、かゝる歲入超過額＝繰入金の減少は—實數に於ても比率に於ても—今後歲出豫算をして現行豫算の範圍內に於て遣繰りすることを要求し、從前の如き歲出の膨脹を許さないであらう。

尤も康德元年度以降は未だ決算が發表せられてゐないから、何う云ふ內幕になつてゐるか正確なことは解らないのであるが、第一章に於て見た通り、(1)徵稅區域も徵稅組織も大體確立されたし、(2)それに伴つて歲入の見積りも大體正確化して來たし、(3)滿洲國歲入の四〇%を占むる關稅收入をして累年急激な增加をなさしめて來たところの、海關獨立、中國品課稅、建設景氣、關稅改正等々の諸要因も大體出盡し、落付き、今後特に增收を齎すが如く要因の發生も考へられず、(4)租稅制度の改革も增稅よりも寧ろ王道主義的減稅した方が急務である際ではあるし、(5)日滿兩國の金融市場の現勢に於ては、現在以上の公債發行又は借上金借上は許容され難いのであるから、今後滿洲國歲出入豫算は、大體現在額＝約二億二千萬圓程度に落付くことを餘儀なくせしめられてゐると考へねばなるまい。

かくて大同二年度＝康德元年度に於て一應確立されたところの滿洲國財政は、確立と同時に健全財政の限界點に到達した樣である。この確立＝限度こそ、滿洲國建國段階の成熟を告げる財政的指標と云はねばならない。

かくの如く確立し、限度に達し、成熟したる建國段階に於ける滿洲國財政＝約二億二千萬圓は、治外法權撤廢、附屬地行政權返還に際して、歲出＝約二千萬圓(乃至三千萬圓)歲入＝約一千五百萬圓(乃至二千萬圓)を包攝し、その包攝は總て歲出入の再編成を要求し、滿洲國財政をして本格的統治段階に適應したものに轉換せしめて行くであらう。

それはさうとして、この二億二千萬圓と云ふ財政は何う云ふ過程を經て、確立されたかを、次に簡單に歲入、歲出別に考察して見よう。

二、歲　入

先づ解り易い樣に、累年の歲入豫決算を項目別に、一覽表として掲げれば第三表となる。

第三表　項目別歲入累年一覽表（單位千圓）

項目別＼年度別	建國年度決算	%	大同元年度決算	%	大同二年度決算	%	康德元年度豫算	%	康德二年度豫算	%	康德三年度豫算	%
關稅收入	—	—	三三、三五八	三四	七五、九一九	二九	五三、六二八	二九	四六、六〇八	四四	八四、六二二	三九
內國稅收入	—	—	二四、三六八	一七	三七、九二四	一九	四六、八〇〇	二四	三〇、一四八	一九	五五、二四八	三四
鹽稅收入	八、〇〇〇	五七	二八、八二〇	二三	三二、六二六	一二	二三、一〇八四	一二	八、八八八	八	三三、八四八	二一
租稅收入計	八、〇〇〇	五七	九六、三三二	七四	一四三、〇八四	七〇	一三四、六六四	七二	八三、六四四	七二	一七六、二七七	七四
印花收入	—	—	二、四六七	二	四、二四七	二	八、三二一	四	三、四二七	三	八、六五九	四
專賣利益金	一、〇〇〇	七	四、三四〇	三	四、八三〇	二	六、三〇〇	四	四、八三〇	三	一〇、八四四	五
雜收入	—	—	四、八〇一	三	四、六三一	二	六、六〇六	四	四、六三一	三	八、三三四	四
經常部計	九、〇〇一	六四	一〇八、四二二	七二	一五二、一四四	七六	一四二、三三二	八二	八八、六四八	八四	一九三、三四四	八八
公債金收入	二、三〇〇	一四	三六、八〇〇	二四	九、〇〇〇	五	三四、〇〇〇	二〇	一〇、〇〇〇	五	九、一四六	四
剩餘金繰入金	—	—	—	—	二四、七三九	一三	二七、三二一	一四	七三、三二一	六	九、一四六	四
特別會計滾入金	—	—	—	—	九三五	—	七四〇	—	四、六五七	二	二、九三五	一
雜收入	七五六	四	九、七五二	七	八、七八一	四	三、六六九	二	四、七三七	二	四、一〇〇	二
臨時部計	二三五六	一六	四四、四五二	二九	四四、二四九	二三	三五、六〇八	一八	一七、四四七	一六	二六、二七二	一三
總計	一五、三五六	一〇〇	一五三、九三三	一〇〇	一九四、三四四	一〇〇	一七九、九四〇	一〇〇	一〇五、〇八〇	一〇〇	二一九、四五五	一〇〇
同膨脹率	三三%		七〇%		一〇〇%		一〇三%		一〇四%		一二一%	

備考　一、建國年度は四ヶ月分、康德二年度は半ヶ年分である。
二、康德元年度及同二年度には追加豫算を加算した。
三、膨脹率は各年度共、一ヶ年分に換算の上算出した。

建國年度に於ては、公債金收入＝五四%、と臨稅收入＝三七%とが唯一無二の中央政府の財源であつたが、大同元年度には內國稅收入、關稅收入、印花收入其他殆ど中央政府らしい歲入體系を持つことが出來たのであるが、公債金收入が未だ二四%の巨率を占めてゐて、經常部收入の確立未だしと云はねばなるまい。

然るに大同二年度になると、公債金收入は一擧五%に低下したので、經常部收入は七八%に增加し、そしてその儘、同じ樣な歲入構成を康德元年に繰り反してゐるのである。而もこの兩年度共、經常部收入が八〇%そこ〳〵に止るのは、過年度剩餘金繰入金＝一三%乃至一四%を臨時部收入として計上してゐるが爲であるから、滿洲國財政は早くも大同二年度

部別	帝室費	總務廳	民政部	軍政部	財政部	(A)小計	外交部	實業部
國年度決算	三五	二四五	一七	四六五	三三	七三〇	二〇三	二〇三
大同元年決算	三五	二四五	一七	四六五	三三	七三〇	二〇三	二〇三
%	一	七	一	一三	一	二一	六	六
大同二年決算	三五	二四五	一七	四六五	三三	七三〇	二〇三	二〇三
%	一	七	一	一三	一	二一	六	六
豫算	三五	二四五	一七	四六五	三三	七三〇	二〇三	二〇三
%	一	七	一	一三	一	二一	六	六
豫算	三五	二四五	一七	四六五	三三	七三〇	二〇三	二〇三
%	一	七	一	一三	一	二一	六	六
豫算	三五	二四五	一七	四六五	三三	七三〇	二〇三	二〇三
%	一	七	一	一三	一	二一	六	六

部別	交通部	司法部	文教部	農商部	(B)小計	總計	%
國年度決算	三六五	一〇九	三五	一一八	六四五	二六三七	一〇〇
大同元年決算	三六五	一〇九	三五	一一八	六四五	二六三七	一〇〇
%	一四	四	一	四	二五	一〇〇	
大同二年決算	三六五	一〇九	三五	一一八	六四五	二六三七	一〇〇
%	一四	四	一	四	二五	一〇〇	
豫算	三六五	一〇九	三五	一一八	六四五	二六三七	一〇〇
%	一四	四	一	四	二五	一〇〇	
豫算	三六五	一〇九	三五	一一八	六四五	二六三七	一〇〇
%	一四	四	一	四	二五	一〇〇	
豫算	三六五	一〇九	三五	一一八	六四五	二六三七	一〇〇
%	一四	四	一	四	二五	一〇〇	

備考　一、建國年度は四ヶ月分、豫備二年度は各年度實收入ヶ年分である。
二、豫備元年度及同二年度は追加豫算を加算した。
三、豫備二年度は各年度實收入ヶ年分に據り加算した。

第四表を見る時特に注意す可き點は、(1)建國年度の總務廳經費中に、中銀股款＝七、五〇〇千圓が含まれて居ること、(2)大同元年度の中には、關稅及鹽稅擔保外債整理基金＝二、三八六千圓が含まれて居ること、(3)大同二年度以降は總務廳經費として、向は該基金は、大同二年度以降は總務廳經費の中には、中銀股款＝七、五〇〇千圓が含まれて居ること、(4)康德元年度以降は、關稅及鹽稅擔保外債整理基金＝二、三八六千圓が含まれて居ること、(5)康德元年度以降は、關稅及鹽稅擔保外債整理基金＝二、三八六千圓が含まれて居ること等々である。

此等の行政費の膨脹の重要項目の整理も、或は各部事業範圍の縮小も、大體大同二年度＝康德元年度に於て一應確立して來たので、それ以後は、各部經費の比重が一定して來たのである。

第一圖の通りである。

之を見ても大同二年度頃迄の各部經費の動向は概ね區々であり、二、三の部が突如として念波數眼を示してゐるが、これが康德年代に入れば、建國劃期的新施政時代＝建國時代＝特殊性と云ふ特殊風潮に轉入するとしても、總務廳は國債費の計上により、又軍政部經費は國防費の計上によつて各部經費の地位が大體一定化し來つてゐることを雄辯に物語つてゐるものと解釋するに物語つてゐるものと解釋するに

第三章　滿洲國會計財政

第一節　滿洲國會計財政通觀

前章及び前項に於て一應確立したと云ふ結論は、少くとも歲入に關する限り正しいと考へられる。過年度剩餘金繰入金と云ふが如き歲入項目は、建國時代の成熟と共に、歲入構成に於ける地位を低くめて行くものであるが、滿洲國に於ても漸次減少して來たのである。

康德三年度に於ては六％、康德二年度に於ては四％と云ふ樣に減少されば康德三年度以降に於ては、經常部收入の本格的確立と成熟＝正に九〇％に近い接近と云はねばならない。

建國時代の歲入體系の確立と成熟＝かくして落ち着いて新しい康德三年豫算に於ては、經常部收入は八八％、正に九〇％に近い接近と云はねばならない。

この經常部收入＝八八％の內譯は、租稅收入＝七四％、印花收入＝四％、專賣利金＝七％、其他＝三％である。專賣利金は康德二年度豫算に於ては、前年度の七％より二％增加して九％となつてゐるが、これは精々五％であつたのが、本年度は大同元年度以降の七％に上昇したのである。

租稅收入も內國稅收入の確保＝この經常部收入の確保の爲に、七一％より七四％に上昇した。

以て租稅收入の確保の爲に、七一％より七四％に上昇した。

油類專賣の本格的活動と、鹽及阿片專賣の確保の爲に、煙酒稅改正と田賦の增徵とにより、歲入を一〇〇％と見積つたのが、本年度は精々五％であつたのが、本年度は精々五％に上昇したのである。

業稅改正と田賦の增徵とにより、歲入を一〇〇％と見積つたのが、本年度は精々五％であつたのが、本年度は精々五％に上昇したのである。

專賣

て、今の比重を維持す可く、少くともこの三者に關する限り當分その所管經費の巨大性は失はれさうもないのである。民政部經費は警察費と地方行政機構費とがその主なるものであるが、兩者共現在最も問題の集中してゐる經費なので、今の處何うなるか不明である。

輕少經費群に於ては、司法部經費の膨脹的傾向と、文教部經費が義務教育費を負擔するか否かにより、及び實業部經費が農村對策費の一部として農業助成費を何れ丈計上するかにより、膨脹する可能性をもつてゐる以外は、別に取り立てゝ云ふ可きこともない。

最後に、吾々はかゝる經費二群分割の中から、特に總務廳及軍政部經費の巨大さの中から、―日本政府滿洲事件費を考へる迄もなく―過去六回の歳出豫決算に現れた滿洲國々家目的は、日滿不可分關係の創出、强化と治安維持との二つに集中されて居たことを、そして又同時にかくの如く二群分割の僅各部經費の比重が一定化し、夫々均衡してゐることから、建國段階の成熟とそれは聽て治外法權撤廢を契機として本格的統治段階に進展する氣運を孕んでゐることを、理解出來るのである。(註)

第五表　使途別經費分類累年一覽表　(單位千圓)

使途別 ＼ 年度別	建國年度決算	%	大同元年度決算	%	大同二年度決算	%	康德元年度豫算	%	康德二年度豫算	%	康德三年度豫算	%
A一般政治機構費	二、七二一	三	四、六九九	三	四、八九二	二	五、九六八	二	五、〇四三	二	九、一四三	二
1中央行政機構費	二、一五二	三	一、四二五	一	二、三八四	一	二、九六〇	一	二、九二一	一	四、〇三七	一
2地方行政機構費	九二	—	一、九八四	一	一、四二二	一	一、八四八	一	一、九三四	一	二、九三七	一
3財務機構費	八	—	九、二〇〇	八	一〇、四四七	六	一三、〇八〇	六	一〇、一七四	四	一六、一七二	六
B軍事及治安維持費	八〇、二四四	四五	五〇、六六六	三九	六二、七一〇	三八	七五、三〇二	三八	八〇、三九一	三八	九〇、三一七	三四
4軍事費	七、八〇〇	四	四、三七二	三	四、八八八	二	五、九三一	三	六、三三二	三	七、三九八	三
5警察費	二、九四四	二	六、六五五	五	一四、八八二	九	一三、三八〇	八	一四、七九八	八	一六、七五二	八
C產業助成及土木費	—	—	二、九四五	二	三、四五二	二	一〇、四四六	六	二、九六九	一	三、一八一	一
6產業助成費	—	—	一、〇二	—	一、四二七	一	二、九三九	二	二、四〇一	一	二、四〇一	一
7土木建築費	—	—	一、二五〇	一	二、〇二五	一	三、一九二	二	三、一九二	二	三、一八一	一
8交通助成費	—	—	四〇〇	—	一、〇〇〇	一	八八〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一
D文化及福利施設費	一、八九三	一	二、三九九	一	三、〇九九	二	四、一九九	二	四、一九九	二	五、一九九	二
9文化費	一、五二	—	一、九九九	一	二、九九九	二	三、九九九	二	三、九九九	二	四、九九九	二
10社會政策費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11衞生費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
E其の他	七、八三三	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12國債費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13特別會計繰入金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14帝室費攝政部費國庫準備金	七、八三三	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
國費總額	一八二、九九	一〇〇	一三九、六三五	一〇〇	一六九、四八二	一〇〇	一九九、四八〇	一〇〇	二〇六、〇四〇	一〇〇	二九四、五二五	一〇〇

備考　一、建國年度は四ヶ月分康德二年度は半ヶ年分である。

二、康德元年度及康德二年度は追加豫算を含む。

三、E一四項は建國年度と大同二年度に限り中央銀行繰入金を含む。

第五表及第三圖の說明は別の機會に讓るが、國債費の中には、關稅及鹽稅擔保舊外債整理基金(一〇、三二四千圓)と減債基金(一、八二九千圓)の兩特別會計繰入金が含まれてゐないのであり、之等を合算したる國債費は二〇、八六二千圓となり、國費總額の一〇%に當ること(康德三年度豫算)並に司法部及外交部の經費をも行政機構費に編入したことを附記して置かう。

第六表　特別會計歳出入累年一覽表　(單位千圓)

所管別	特別會計名	歳出入別	大同元年度決算	大同二年度決算	康德元年度豫算	康德二年度豫算	康德三年度豫算	設定及廢止年月日	備考
總務	關稅及鹽稅擔保舊外債整理基金	歳入	三、四四五	三、六二一	三、三二三	三、一七五	四、六九七	自大同二年三月二十二日	
		歳出	三、四四五	三、六二一	三、三二三	一	四、六九七		
國都建設局		歳入	五、三八〇	九、六〇一	九、三五一	六、〇一八	六、四三四	自大同二年三月二十二日	
		歳出	一、九四七	八、七四〇	八、七四〇	六、〇一八	六、四〇〇		
廳舍		歳入	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三	七、六六七	自大同二年三月二十二日	
		歳出	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三	七、六六七		

第二節　特別會計

滿洲國に於て、特別會計が一般會計より始めて分離したのは大同二年一月二十二日であり、當時は五つの特別會計しかなかつたことは第一章第二節に於て述べた通りであるが、其後增加、改廢せられて現在は一四となつてゐる。その設定(及び廢止)年月其他累年歳出入額を一覽表にて示せば、第六表の通りである。

所管	交通部		所管	内務部								軍政部		所管	民政部		所管	実業部		
	鉄道			警察								陸軍			北満特別区			農林水産		
	一般会計	特別会計		一般会計	特別会計							一般会計	特別会計		一般会計	特別会計		一般会計	特別会計	
歳入	三五、三五〇、〇〇〇	三五、三五〇、〇〇〇	歳入	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇							六〇、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇	歳入	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	歳入	六、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	
歳出	三四、九二〇、〇〇〇	三四、九二〇、〇〇〇	歳出	三、九三〇、〇〇〇	三、九三〇、〇〇〇							五九、九〇〇、〇〇〇	五九、九〇〇、〇〇〇	歳出	一、九三〇、〇〇〇	一、九三〇、〇〇〇	歳出	五、九〇〇、〇〇〇	五、九〇〇、〇〇〇	
差引純計額	四三〇、〇〇〇	四三〇、〇〇〇	差引純計額	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇							一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	差引純計額	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	差引純計額	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
歳入																				
歳出																				
差引純計額																				

| 所管 | 財政部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

四千圓(五三%)、殘りが辨公費である。

一、縣財政（一六二縣）

縣財政歲出入を累年一覽表に纒むれば次の通りである。

第八表　縣財政歲出入一覽表（單位千圓）

年度別＼歲出入別	歲入	同上膨脹率	歲出	同上膨脹率	歲入不足額	摘要
大同元年度	一五、四八六	四八%	二二、九九一	七〇%	七、五〇五	舊熱河省を含まず計一四六縣
大同二年度	三二、五九四	一〇〇	三二、六四二	一〇〇	四八	舊熱河省を含む。計一六一縣
康德元年度	三七、二三〇	一二四	三七、二三〇	一二四	—	新省制度。計一六二縣
康德三年度	三八、九二三	一二九	三八、九二三	一二九	—	興安省下三縣を含まず。計一五九縣

備考　一　民政部地方司『地方財政概要』康德元年度版より作製。但康德三年度分は地方司調によるも、摘要欄に記載せる通り、興安省下三縣豫算(＝約四一萬圓＝康德元年度)は未整理の爲、除外されて居る。

今少しくその內容に就て（康德元年度豫算に據る）述ぶると、歲入總額の六〇%は稅收入＝二二、三四三千圓であり、一戶當＝四圓七〇錢、一人當＝七八錢となる。その中、土地課稅が六四%を占め壓倒的である。稅外收入＝一四、八七七千圓（歲入總額の四〇%）は、國庫補助及補給金＝五、九〇七千圓（四〇%）、過年度收入＝三、〇八八千圓（二一%）、縣債＝二、二二七千圓（一五%）及び其他（二四%）となつてゐる。

歲出に於ては、警察費＝一四、七二〇千圓（四〇%）、公署費＝九、八〇二千圓（二六%）、教育費＝五、五九一千圓（一五%）、土木費＝一、五四九千圓（四%）、が主なるものであるが、歲出の一戶當りを求むれば、七圓八二錢（一人當＝一圓三〇錢）となる。尙ほ縣公署費には、この外縣長以下科局長の俸津＝四、五七二千圓（康德三年度）が國庫より支出せられてゐることを見落してはならない。

二、市財政（五市）

市財政歲出入累年一覽表は次の通りである。

第九表　市財政歲出入一覽表（單位千圓）

年度別＼歲出入別	歲入	同上膨脹率	歲出	同上膨脹率	歲入超過額
大同元年度	五、三五一	六五%	四、七四〇	五八%	六一一
大同二年度	八、二八九	一〇〇	八、一五六	一〇〇	一三三
康德元年度	一八、八二三	二二六	一八、八二三	二三〇	—
康德三年度	一三、〇一三	一四五	一三、〇一三	一四八	—

備考　一　民政部地方司『地方財政概要』康德元年度版に據る。
　　二　康德三年度分も同地方司の調べによる。

縣財政と對比して先づ目につくことは、縣財政は歲入不足であるのに市財政に於ては少額乍ら歲入が超過してゐることである。之は市財政が縣財政より些か餘裕のあること、從つて又より以上の公債發行力＝信用力を間接的乍ら所有してゐることを示すものと云ふことが出來よう。それにも增して特徵的なのは、膨脹率の亂高下である。卽ち大同二年度を一〇〇とすれば康德元年度には一躍二三〇%へ膨脹し、そして康德三年度には再び急激に下降して一四八%となつたことである。その原因は康德元年度に於て哈爾濱及新京の二特別市が主として投資特別會計を通じ市債に財源を求めて、巨大な土木費を計上したに因るのである。次に今少し詳しく市財政の歲出入を考察してみよう。

大同二年度に於ては市財政に於ても稅收入が六〇%を占め、大體縣財政に於ける稅收入と稅外收入の比率に等しいのであるがそれが、康德元年度になると正に逆轉し、稅外收入が八九%。の壓倒的比率となつた。

その稅外收入の中では、市債收入が六〇%、其他が四〇%と云ふ割合であるから、この逆轉は主として市債發行に因るとみなければならず、現に先にも云つた通り、この年度から二特別市は事業債を起し、大々的に都市計畫を實行し始めたのである。されば歲出に於ても縣財政の場合とは大いに趣を異にし、土木費＝八、五六八千圓（四五%）、公署費＝二、二三〇%（一二%）、教育費＝一、七三五千圓（九%）等々となつて居り、警察費は僅か二%なのである。

尙ほ歲出一戶當＝九三圓三九錢（一人當＝一七圓五七錢）、稅收入一戶當＝一四圓六九錢（一人當＝二圓九五錢）、となつて居るから、縣財政の場合より、前者に於ては一〇倍以上、後者でも四倍近くとなる、以て個々人としても、團體としても、都市の方が農村よりも如何に大いなる負擔能力を有してゐるかを極めて明瞭に學び得るのである。（以上康德元年度豫算に據る）

康德三年度になると、稅外收入は六八%となり、元年度の八九%より大分下つたが、未だ稅收入の方が斷然少ない。よつて康德元年度程ではないとしても、未だ市財政は市債に負ふところが極めて大きいと見なければならない。但しさうだとしても、縣の方が健全財政であるとは云へないのである。と云ふのは縣に於ては積極的に事業を起すのではなく、公署費其他廣い意味での辨公費の爲に、國庫から相當の補助金を貰はねばならぬ現狀であるのに、市に於て同じく補助金は少々貰つては居るが、兎に角事業の爲に間接的乍ら公信用を利用して廣く資金を需める力があるのであるから、市の方がより以上に餘力があると見なければならないことは、前にも說いた通りである。

そこで縣財政自主化の爲に縣の廢合が叫ばれてゐるのであるが、滿洲農村に於ける耕地の狀態と人口密度の配分狀況を考へる者は直にそれが仲々容易なことではないことに想到するのである。

三、村財政

滿洲國に於ける縣に直屬する下級行政組織としては、舊奉天省に於ては區村制度が、其他の地方には大體保甲制度がある。保甲制度は自警團組織であり、純粹の行政組織とは云へないが、大體それへ發展して行くものと考へてよい樣である。舊奉天省下に於ても區村制度と保甲制度の統一化が試みられ、村長は保長を、屯長は甲長を兼ねしめつゝある。因に近來從來の村を廢合し、村の地域を大きくし、その下の屯を基礎單位として村を構成せしめ、區は單なる警察區化せしめ、區公所は廢止する傾向にある。

玆に於て村財政は保甲費、學校費をその中に統合し、重要性を一段と加へて來たのである。

併し乍ら未だ村制度は全滿に行き亘つたものでもなく、北滿に於てそれに代る可きところの保甲制度に就ても財政收支などは全くまち〳〵であり、それ等の財政を全體的に把握することは現在に於ては全く不可能事であるので、止むなくその一半を推察する資料として蓋平縣に於ける縣財政と村財政とを對比してみよう。

蓋平縣は南滿に於て比較的早く開發せられ滿洲に於ては富裕な縣で、國庫から補助金を受けてゐない位であるから、全滿に於ては上位に近い縣であることを先づ留意してゐなければならない。尙ほ同縣は八區＝四〇村に分れてゐる。（以下康德三年度豫算に據る）

第一〇表　蓋平縣に於ける縣歲入と村歲入との對比（單位千圓）

	總額	%	內使用料	內稅收入	稅收入の一戶當	稅收入の一人當
縣歲入	四三八	一〇〇%	三六＝八%	三三＝七四%	四〇〇円	〇・五六円
村歲入	四〇三	九二	六五＝一六	三〇四＝七六	三八九	〇・五三

第一一表　蓋平縣に於ける縣歲出と村歲出との對比（單位千圓）

	總額	內公署費	內警察費	內教育費	總額の一戶當	總額の一人當
縣歲出	四六	五 一一%	一六 一六%	八 一九%	円 一・四五	円 〇・一五
村歲出	四三	八 一〇	六 一九	一四 三二	三・〇〇	〇・一七

備考　村歲出に於ける警察費とは保甲費のことである。

右二表に據つて、縣財政と村財政とは大體相等しいことが解る。歲出に於ける相異は、縣財政は主として警察行政に力を盡し、村財政は小學校教育にその大部分の經費を支出してゐる點であるが、北滿に行くに從ひ、保甲費の地位が段々增加し、又それが七〇―八〇%を占むる處が多いことも、一般的に考へらるゝのである。

尙ほ南滿に於ては村稅の外に、屯費も徵收されてゐるが、それは村稅の半分又は三分の一位或は以下の樣である。奉天省外になれば、尙ほ未整理の儘、保甲費、自衞團費、門戶錢、其他雜多な名稱の下に、徵稅せられてゐる處が多いであらうが、その詳細は審かでない。

四、旗　財　政（三〇旗）

蒙政部管下の興安四省及三〇の蒙古旗は蒙古族保護其他の政治的使命遂行上、特殊な行政組織をもつてゐる。その財政狀態を康德二年度（半ヶ年分）豫算に據つてみると、歲入＝一、三一三千圓、歲出＝一、三九三千圓であり、歲出の內譯は、旗公署費＝二五七千圓（一八・五%）、警察費＝三八二千圓（二七・五%）、教育費＝一五六千圓（一一%）、努圖克費（ヌトック）＝八〇千圓（六%）、其他＝五一八千圓（三七%）であり、又人件費と事務費及び其他に分ければ、人件費＝五四〇千圓（三九%）、事務費＝三三六千圓（二四%）、其他＝五一八千圓（三七%）、となる。以上は半ヶ年分豫算の而もたゞ一回の數字であるが、大體の傾向は推察出來よう。

註一　努圖克とは南滿に於ける區又は村に相當する。因に旗に所屬する下級行政組織は大體次の樣になつてゐる。旗―努圖克（ヌトック）―嘎查（ガチャ）―愛里（アイリ）。

尙ほこの外、興安省公署費＝一、三〇五千圓、旗公署費＝二一七千圓が、國費から支出されてゐることは、縣の場合と同じである。（括弧字は康德三年度豫算に據る）

五、小　括

念の爲以上諸地方財政歲出豫算を總括し、國費總額と對比すれば次の通りである。但し、省公署費、科局長以上の經費（以上國費支辨）及び屯費は地方財政より除外したこと及び縣市旗及村への補助費を相殺する手間を省いたことを附記する。

第一二表　滿洲國國費及地方費歲出一覽表（單位千圓）

財政別	金額	比較	摘要（康德三年度豫算）
縣歲出（一六二縣）	三八、九三三	一八	第八表參照＝一五九縣分
市同（五市）	三、〇一三	三	第九表同
村同	三八、九三三	一八	推定（第一一表の說明參照）
旗同（三〇旗）	二、九六六	一	旗財政の項參照
a 小計	九二、八四五	四三	
一般會計歲出	二九、四四四	一〇〇	第一表參照
特別會計歲出	一七、三八四	六〇	第七表同
b 兩會計合計＝純計	三四、三八	一六	第七表同
a＋b、總計	四四、二三五	二〇〇	

右表によつて、地方財政歲出は約九二、六四五千圓＝一般會計歲出の四二%位となること、及び一般會計特別會計、地方財政を總括した意味での滿洲國統治費は一般會計歲出豫算の二倍即ち約四億四千萬圓となることは興味深い。

第四節　公　債

滿洲國はその經濟社會の歷史的未發達（＝半封建性と植民地性）の爲に、國內には金融市場と云ふ程のものを持つてゐないから、政府が資金を國內に需むる時は、何うしても中央銀行から借上ける外途が無いのである。郵便貯金は僅かに、二、三三七千圓（康德二年末）であり、日本の如き强大な預金部の運用は將來共到底考へられない。處が中央銀行としても舊紙幣回收業務は康德二年六月末（一九三五年）漸く結了した許りだし、且同年一〇月以降は國幣と金圓との定着を聲明し、現に實行中であるから、國幣の信用維持上紙幣「インフレ」は極度に避けねばならず、政府の借上け要求に矢鱈に追隨することは出來ないのである。併し乍ら唯一つの拔穴が開けてゐる。それは外でも無い、舊外債整理基金及び減債基金といふ政府預金である。前者は國際情勢が轉換しない限り、後者は國債を償還しない限り、中銀の運用に委ねられた無利子の預金なのである。この兩者の良き配慮が加へられた運用は中銀の基礎を强固ならしむる上からも必要であらう。政府借上金年五分の利廻は、それがこの兩基金預入高を多く超へない範圍に於ては、最も良き投資對象と云はねばならぬ。玆に政府資金繰りの、國內借上げの途があるのである。事實康德二年末現在に於てこの兩基金預入高は四一、一四六千圓であるし、他方政府國內借入金殘高は一般、特別兩會計併せて五二、九四六千圓となつてゐるのである。兩者の差額＝約一千二百萬圓位は、約二億近くの通貨を發行してゐる中銀として、別に大した貸付金とは考へられない。

尙ほ康德三年度政府國內借上豫定額は、一般、特別兩會計合計＝二六、二〇〇千圓あるのに、兩基金預入豫定額は、一二、一五四千圓である。差額＝一四、〇四六千圓は一ヶ年の貸付增加額としては中銀としても大金であらうが、その投資對象が全て事業資金である點に於て一般貸付金より寧ろ確實な運用と云へるかもしれない。

以上の如く割合少額にして且短期な政府資金は中央銀行のみで充分賄つてゆけるのであるが、北滿鐵路買收資金の如く多額にして長期の公債となると、何うしても日本の金融市場に融資を仰がねばならない。然るに日本の金融市場は既に、百億萬圓に垂んとする赤字公債と軍需「インフレ」の爲に遊資少なく、滿洲國々債發行の餘地は極度に縮少せられてゐるとみなければならない。

以上二つの途の外には、唯交付公債發行のみが殘されてゐる。かくの如く滿洲國は何う考へても非募債主義＝健全財政主義を貫くことを要請せられてゐるので、大同二年度以降、一般會計歲入總額中に於ける公債金收入は五%乃至それ以下に止つてゐるのである。（第三表參照）

然るに歲出部面を見ると、國債費は二一〇、八六二千圓であり、國費總額の一〇%に當るのである。（第二章第一節、第三項第三圖說明參照）

卽ち康德三年度に於ては國債收入より國債支出の方が多く、後者は前者の約二倍に當ると云ふ譯であり、尙ほ若し舊外債整理基金と新規公債發行額（借入金）とを相殺出來るとするならば、滿洲國は現在に於ては國費總額の五%を以て建國當初來の公債元利拂に努力してゐる譯であるから一途健全財政の途を進んでゐると云ふことが出來よう。現に康德二年末現在に於ける滿洲國々債發行高（一般特別兩會計合計）は、交付公債＝六一、八二五千圓、國內借入金＝五二、九四六千圓及び外國債＝一三二、六〇〇千圓、三者合計＝二四六、三七一千圓であるが、その大部分は建國匆々の時の所謂建國債と、舊債整理其の他の爲の交付公債と、及び北鐵買收公債であり、而もその殘りも大體事業債であることを次の諸表滿洲

國主計處調によつて知り得るのである。

かくの如く既發公債の性質をみても、現行公債政策をみても明かに建國段階が成熟したことを感ずるのであるが、こゝで附屬行政權返還に伴ふ地方施設接收に要する資金、非他立體的農村對策一例へば國內移民、集團部落の合作化運動等々一に要する資金或は、本格的統治段階を招來するに要する諸資金を何處に需む可きであるかの穿鑿＝拔本的な公債政策の展開は小篇の任務の外にあらであらう。

註　滿鐵＝鐵道の手による新線建設は次々に滿洲國の國債となつてゆくのであり、この國債增加の足取りこそ最もよく建國段階速度を示すものであらうが、その元利の償却は總て滿鐵＝鐵道の手に委ねられてゐるが故に、玆では問題としないことにした。

(1)　總括

第二三表　國債現在額表（康德二年十二月末）

通特	種別	現在額 公債	現在額 借入金	現在額 合計
外內	一般	六六六、六六六、六六六	一四〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇八〇、六六六、六六六
內外	內國債	六六六、六六六、六六六	一四〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇八〇、六六六、六六六
國國	國會議決國債	六六六、六六六、六六六	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	八六六、六六六、六六六
債債	鐵道公債	四八〇、〇〇〇、〇〇〇	七五、四五四、五四五	五五五、四五四、五四五
計計	借款	一八六、六六六、六六六	六五、五四五、四五五	二五二、二一一、一二一
債債	計	六六六、六六六、六六六	一四〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇八〇、六六六、六六六
計計	金額	六六六、六六六、六六六	一四〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇八〇、六六六、六六六

(2)　一般會計負擔分

借入金 種別	利率	起債年度	現在額	摘要
改修道路借款	年五分	大同元年度	一〇〇、〇〇〇	
無利子	年五分	大同元年度	一〇〇、〇〇〇	
大同元年度

一、租税制度

第二五表　國稅收入累年一覽表（單位千圓）

稅種別	大同元年決算 %	大同二年決算 %	大同三年決算 %	康德元年決算 %	康德二年豫算 %	康德三年豫算 %
國內稅						
收益稅	三、六三五	四、三五〇	七、三四四	九、三〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇
一、收益稅	三、六三五	四、三五〇	七、三四四	九、三〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇
特殊收益稅	三、六三五	四、三五〇	七、三四四	九、三〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇
營業收益稅	三、六三五	四、三五〇	七、三四四	九、三〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇
二、田賦	三、六三五	四、三五〇	七、三四四	九、三〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇
三、營業稅	三、六三五	四、三五〇	七、三四四	九、三〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇
出產營業稅	三、六三五	四、三五〇	七、三四四	九、三〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇
牲畜營業稅	三、六三五	四、三五〇	七、三四四	九、三〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇
四、鹽稅	三、六三五	四、三五〇	七、三四四	九、三〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇
收益稅	三、六三五	四、三五〇	七、三四四	九、三〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇
特殊收益稅	三、六三五	四、三五〇	七、三四四	九、三〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇
營業收益稅	三、六三五	四、三五〇	七、三四四	九、三〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇
出產營業稅	三、六三五	四、三五〇	七、三四四	九、三〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇
牲畜營業稅	三、六三五	四、三五〇	七、三四四	九、三〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇
五、消費稅	三、六三五	四、三五〇	七、三四四	九、三〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇
消費稅	三、六三五	四、三五〇	七、三四四	九、三〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇
酒精稅	三、六三五	四、三五〇	七、三四四	九、三〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇
煙草稅	三、六三五	四、三五〇	七、三四四	九、三〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇
六、關稅	三、六三五	四、三五〇	七、三四四	九、三〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇
輸入稅	三、六三五	四、三五〇	七、三四四	九、三〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇
輸出稅	三、六三五	四、三五〇	七、三四四	九、三〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇
通過稅	三、六三五	四、三五〇	七、三四四	九、三〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇
附加稅	三、六三五	四、三五〇	七、三四四	九、三〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇
七、雜稅	三、六三五	四、三五〇	七、三四四	九、三〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇
收入計	三、六三五	四、三五〇	七、三四四	九、三〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇

A、關稅、國稅は內國稅と別さうが、その內譯年一覽表は左表の通りである。

林業	內國收益稅	內國消費稅	關稅	合計
國有林木收益金				
大同元年度	二、六三五			二、六三五
大同二年度	四、三五〇			四、三五〇
大同三年度	七、三四四			七、三四四
康德元年豫算	九、三〇〇			九、三〇〇
康德二年豫算	一〇、〇〇〇			一〇、〇〇〇
康德三年豫算	一一、〇〇〇			一一、〇〇〇

第一四表　康德三年度起債豫定額表

(1) 總括

種別	公債	借入金	合計
歲入			
國有財產收入	三、〇〇〇、〇〇〇圓	三、〇〇〇、〇〇〇圓	六、〇〇〇、〇〇〇圓
國有林業收入	三、〇〇〇、〇〇〇圓	三、〇〇〇、〇〇〇圓	六、〇〇〇、〇〇〇圓
國有鐵道收入			
內國債收入			
外國債收入			
歲入計	三、〇〇〇、〇〇〇圓	三、〇〇〇、〇〇〇圓	六、〇〇〇、〇〇〇圓
歲出			
國有財產經營費	三、〇〇〇、〇〇〇圓	三、〇〇〇、〇〇〇圓	六、〇〇〇、〇〇〇圓
國有林業費			
國有鐵道建設費			
內國債費			
外國債費			
歲出計	三、〇〇〇、〇〇〇圓	三、〇〇〇、〇〇〇圓	六、〇〇〇、〇〇〇圓

(2) 一般會計豫定額

種別	公債	借入金	合計
歲入			
國有財產收入	四、〇〇〇、〇〇〇圓	四、〇〇〇、〇〇〇圓	八、〇〇〇、〇〇〇圓
國有林業收入	四、〇〇〇、〇〇〇圓	四、〇〇〇、〇〇〇圓	八、〇〇〇、〇〇〇圓
國有鐵道收入			
內國債收入			
外國債收入			
歲入計	四、〇〇〇、〇〇〇圓	四、〇〇〇、〇〇〇圓	八、〇〇〇、〇〇〇圓
歲出			
國有財產經營費	四、〇〇〇、〇〇〇圓	四、〇〇〇、〇〇〇圓	八、〇〇〇、〇〇〇圓
國有林業費			
國有鐵道建設費			
內國債費			
外國債費			
歲出計	四、〇〇〇、〇〇〇圓	四、〇〇〇、〇〇〇圓	八、〇〇〇、〇〇〇圓

(3) 特別會計豫定額

種別	內國借入金	合計
歲入		
國有財產收入	二、〇〇〇、〇〇〇圓	二、〇〇〇、〇〇〇圓
國有林業收入	二、〇〇〇、〇〇〇圓	二、〇〇〇、〇〇〇圓
國有鐵道收入		
內國債收入		
外國債收入		
歲入計	二、〇〇〇、〇〇〇圓	二、〇〇〇、〇〇〇圓
歲出		
國有財產經營費	二、〇〇〇、〇〇〇圓	二、〇〇〇、〇〇〇圓
國有林業費		
國有鐵道建設費		
內國債費		
外國債費		
歲出計	二、〇〇〇、〇〇〇圓	二、〇〇〇、〇〇〇圓

種別	內國借入金	合計
歲入		
國有財產收入	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓
國有林業收入	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓
國有鐵道收入		
內國債收入		
外國債收入		
歲入計	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓
歲出		
國有財產經營費	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓
國有林業費		
國有鐵道建設費		
內國債費		
外國債費		
歲出計	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓

滿洲國の租稅體系は國稅と地方稅と分れてゐる。徵稅機關も亦、國稅徵收機關＝稅務監督署、稅務局及稅關と、地方稅徵收機關＝縣財務局と村公署其他とに分れてゐる。今之を簡單に說明すると。

第五節　租稅制度及徵稅制度

滿洲國の租稅體系は國稅と地方稅と分れてゐる。徵收機關も亦、國稅徵收機關＝稅務監督署、稅務局及稅關と、地方稅徵收機關＝縣財務局と村公署其他とに分れてゐる。今之を簡單に說明すると。

系	關稅收入計	一〇〇	五、六八五、一九九	一〇〇
	同膨脹率	—	一〇〇%	—
	國稅收入計	九、三三三	一、四〇〇、六五六	一、四一〇、九八九
	同膨脹率	七三%	一〇〇%	一〇〇%

一〇	五、六八五、一九九	一〇〇	四八、六二八	一〇	四、六八六、八二一	一〇	一、四一〇、九八九	一〇〇	一、四一〇、九八九	一〇〇
—	一〇〇%	—	一%	—	三三%	—	一二%	—	一〇〇%	—
九、三三三	一、四〇〇、六五六	一	七三、六八八	一	四、六八六、八二一	一	一六二、五七一	一	一、五七三、五六〇	一一二
七三%	一〇〇%	—	五%	—	三三%	—	一二%	—	一一二%	—

備考　一、康德二年度は半ヶ年分、但し膨脹率は一ヶ年分に換算の上算出す。
二、內國稅の分類は、財政部稅務司「建國後に於ける內國稅制度整理改善の概要」四九頁に示された財政部當局の見解に從つたのであるが、契稅、印花稅は豫決算面上では印花收入に一括せれてゐるが故に、本表では內國稅より除外した。
三、大同元年度にはこの外、關稅特別收入（雜收入）三、六七八千圓があるが、臨時部收入として經常部關稅收入より除外して別個に揭上してある爲、本表に於ても除外した。

先づ內國稅體系を見るに、一（以下康德三年度豫算に依る）一牧益稅＝四一%消費稅＝五八%五、雜稅＝〇%五となつてゐるが、雜稅は火柴公賣費が主であるから大體消費稅の中に入れてよいものである。牧益稅の中では田賦、營業稅、出產稅が主たるものであるが、田賦は一應は上則地、中則地、下則地、其他別に稅率が異つてゐるものゝ、その區別はいゝ加減のものであり、舊省別に稅率が異つて居り、その本質は原始的な面積稅である。田賦は滿洲國當局が將來に殘した未整理稅中の最大のものであるが、この整理には土地政策が織込まれねばならず、その完全な遂行には數十年の年月と幾億と云ふ經費を要するであらう。營業稅は日本人課稅準備の爲に、康德二年七月改正をみたが、その結果稅則は全國的に統一され、法人營業に對しては純益課稅＝百分の六となつた、之は日本の百分の三、四に較べると約二倍の高率であるのであるが、一方滿洲國に於ては資本利子稅も所得稅も存在してゐないことを注意しなければならぬ。法人ならざる營業體には、賣上、收入、請負乃至報償金額に對する課稅となつて居るが故に、その課稅は容易に消費者又は利用者に轉嫁さるゝであらう。出產稅の中では粮石稅が主であるが、それは大同二年一二月より改正され、全滿的に統一され、而も納稅執照なきものは鐵道輸送を拒否することに滿鐵＝總局と協定成立したので、この稅收入は確保されたのである。併し出產稅とは農產物（又は木材）が正に商品としての運動を開始せんとする出鼻をとらへての課稅であるが故に、特に出產糧石稅などはその課稅は擧げて交換經濟上に於ける競爭の弱者である零細なる小生產者へ後轉せらるゝであらうことは極めて明白である。

滿洲國に於ける牧益稅とは凡そ右の樣なものである。消費稅の中では鹽稅が決定的に大きく、續いて煙稅、酒稅が大きい。その詳細は改めて說明する要もなからう。(一)

註　國稅々率の詳細は財政部稅務司「內國稅關係法令」(康德三年二月)を參照せられ度い。

關稅體系の中では輸入稅が八二%を占めて壓倒的であるが、その上賑災附加稅及び轉口稅は輸入稅の一種と見做し得る。輸出稅は一四%で比率は少ないが、その九〇%迄農產物又はその加工品課稅であるが故に、農產物は、從つてその生產者たる農民は出產糧石稅と重複して課稅さるゝ譯である。

尙ほ內國稅・關稅收入合計は一六一、七五七千圓であり、內關稅收入＝五二%、內國稅收入＝四八%となつてゐる。之等の歲入總額に於ける地位は本章第一節第三表に就いて見られ度い。

B、地方稅、縣・市稅は各地區々であるが、康德二年八月公布の地方稅法により、地方稅體系は營業稅附加捐、地捐、房捐、雜捐、(二)戶別捐となつたので、各縣共康德三年度より大體この體系に從つて稅制の整理をした樣である。この五者の中、地捐が壓倒的であることは前に見た。

註　雜捐とは、車、船、漁撈、不動產取得、土地增價、屠宰、劇場遊興等に對する課稅である。

村稅も亦大體康德三年度から地畝、房捐、戶別捐、商捐、各攤款と云ふ體系に整理され出した樣であるが、その整理統一は南滿に限られて居り、北滿の方は未だそこ迄進展してゐない樣である。この體系に於ては縣稅の體系に於けるよりもより以上に、地畝攤款が壓倒的優位を占めてゐる。

旗稅。蒙古三〇旗に於ける租稅は未だ體系付けられてゐなく、各地に於ける經濟事情に從つて、夫々適當に課稅徵收してゐる。

今各省別稅收高を示せば次表の通りである、山林の多い所、牧畜の多い所、開墾地の多い所と、夫々の特色を示してゐるが、その詳細な說明は省く。

第一六表　興安省各旗稅種別稅收一覽表（單位圓）

	東省（五旗）	北省（六旗）	西省（七旗）	南省（八旗）	省外四旗	計（三十旗）
墾植捐	一、四二一	六、三〇二	六四、二五六	二〇一、七四三	一、三六八	二四六、九三九
蒙租	—	—	一、三三六、九八九	二三三、八〇五	一、二六〇、四九四	三、四三〇、二二八
科銀	—	—	二、九六、九三三	—	二、九六、九三三	
公地租	—	—	二七、四〇六	七一、七四三	九九、一四八	
特稅提成	—	—	一、五〇〇	—	一、五〇〇	
衙基租	—	—	一、五〇〇	—	一、五〇〇	
秩草捐	三、六一〇	—	—	—	三、六一〇	
雜捐	二、〇〇〇	—	—	—	二、〇〇〇	
牧畜捐	—	八八、四九九	—	—	八八、四九九	
木植捐	一四、九八〇	—	—	—	一四、九八〇	
鐵丁捐	—	二、一〇〇	—	—	二、一〇〇	
入山執照	四、六三〇	—	—	—	四、六三〇	
營業捐	三、八〇五	—	—	—	三、八〇五	
百貨捐	七、八〇〇	—	—	—	七、八〇〇	
娛樂捐	三四、二六〇	—	—	—	三四、二六〇	
賭捐	一、七〇〇	—	—	—	一、七〇〇	
魚股抽份	—	—	—	—	—	
稅捐津貼	—	—	二〇、〇〇〇	—	二〇、〇〇〇	
計	二九、六五七	二六、九一六	一、三四四、二四五	二三五、五四八	一、六五二、三六二	

備考　蒙政部財務科「興安省各廳重要稅收表」(康德元年度)より作製。

二、徵稅制度

國稅徵收機關としては前述の通り稅務監督署、稅捐局及び稅關があるが、別に鹽稅徵收機關としては鹽務署が、火柴公賣費徵收機關としては火柴公賣總局がある。

康德二年末現在に於て、稅務監督署は、奉天、吉林、哈爾濱、齊々哈爾、承德の五ヶ所、稅捐局は全滿約一七二ヶ所、その中間機關として稅務監督署出張所が一二ヶ所存在してゐる。

滿洲國は治外法權撤廢後邦人課稅に備へる爲に、康德元年度より模範稅捐局の制を始め、先づ四〇の稅捐局を選びて、日系稅吏を配屬し、請負制度を廢止し、徵稅事務の合理化を企圖したのであるが、その成績は割合に順調に進み、康德三年度を以て全滿の稅捐局は全部模範稅捐局化せしめられ、請負制度は玆に廢絕せしめらるゝことゝなつたのである。

然し乍ら、滿洲國の稅捐局は營業稅其他は納稅者をして持參せしめてゐるが、出產稅、統稅等は自ら分局分所を交通の要所々々に設け、貨物の流通を目擊しては徵稅してゐる有樣であるのである。田賦及契稅は稅捐局自らが徵收に當らず、縣財務局に委任してゐる、交付金四一六千圓とはこの委任料である。

この縣稅徵收機關たる縣財務局も亦同じく要所々々に分局を設け、自らが徵收に當つてゐる。

村稅は村公署が屯公署の協力を需めて徵收してゐる。

かくの如く各團體が各自自らの租稅を徵收し、貨物の流通を邀しては課稅してゐることは、封建的な非合理性であつて、爲にその徵稅費は極めて割高になつてゐる。今念の爲に國稅徵收費を算出すれば次の通りである。（康德三年度豫算による）

第一七表　國稅徵收費（單位千圓）

稅種	收入	徵稅費	收入に對する徵稅費の割合
內國稅	六一、七八七	稅務監督署、稅捐局、火柴公賣總局、交付金 ＝ 六、五一三	一一%
鹽稅	二三、八四八	鹽務署 ＝ 一、五九〇	七%
關稅	八四、七六一	稅關 ＝ 四、三五四	五%
計	一七〇、五六六	＝ 一三、四五七	七%

備考　內國稅の中には印花收入を含めた。

鹽稅を除いた內國稅の一一%は高率である。今判きりした數字は出ないが、恐らく縣稅徵收費もさう低率ではあるまいと思はるゝ。尙ほ村費徵收費も考慮に入れなければならない。この徵稅費を安價ならしめ、確實ならしむる爲にも、地方行政組織の有機的な構成と、それによる徵稅機關の整理統一と、及び徵稅令書による徵收方法の實施とが、急務であると考へらるゝ。

第三章　日本側各種財政

以上滿洲國それ自身の諸財政制度に就て、些か詳細な紹介を試みたのであるが、冒頭に於ても云つた通り、日滿兩國は不可分關係にあるのであるから、財政に於ても當然日本財政との關聯に於て論じなければ不充分である。例へば日本大藏當局がその公債政策健全化の爲に對滿投資の採算性に就て注意を拂へば、直に滿洲國財政の隱れたる「バランスシート」である滿鐵財政の資金繰りに影響し、或は又、日本の大陸政策の基本線は常に一定の進路にあるとは云へ、日本政府擔當者の變更は多少なりとも滿洲國政府に異つた「ニュアンス」を與へ、それは又財政に多少の影響を與へる等、兩國財政の不可分關係は日每年每深まつてゆくのであるから、到底平面的叙述を目的とする小論に於ては、かゝる含蓄ある分析は能くするを得ない。が併したゞ古くからの日本の滿洲統治費である關東局財政、滿鐵附屬地經營費其他、及び滿洲國成立後新たに支出された滿洲事件費等に就て、滿洲統治費の全體的考察の一資料を提供すると云ふ意味で、次に少しく說明することゝする。

第一節　滿洲事件費

滿洲事件費は次の樣に支出されて來た。

第一八表　滿洲事件費累年一覽表（單位千圓）

所管別＼年度別	昭和六年度決算	昭和七年度決算	昭和八年度決算	昭和九年度現計	昭和一〇年度豫算	昭和一一年度不成立算
陸軍省	四八、四八五	一八五、〇〇〇	一六八、〇五九	一四一、五六九	一六二、三五九	一八三、二七三
海軍省	—	七九、〇三〇	二一、六〇三	一一、六五二	九、六一二	九、四六一
大藏省	—	—	—	—	五、〇〇〇	二、〇〇〇
外務省	五、〇八四	一三、一一七	六、五六〇	四、四一三	三、六五六	三、六八〇
遞信省	—	—	五〇	—	—	—
朝鮮總督府	一〇〇	四一〇	一、三三六	一、〇二六	八三六	—
關東局	五七九	三、一二六	三、四五一	三、三〇九	二、九〇九	—
計	五四、二四八	二八一、六七二	二〇一、〇五九	一六一、九六九	一八四、三七二	—

備考　大藏省第六〇回年報に據る。

滿洲事件費を所管別にみれば、陸軍省關係分が最大であり、常に總額の八〇%以上を占めてゐる。事變前に於ても、鐵道守備隊、其他駐屯軍の經費として、約一千萬圓足らずの經費を要したさうであるが、それは昭和八年（一九三三年）以降は關東州內分として約一〇分の一を殘して、他は全部滿洲事件費の中に包含せらるゝことゝなつたと云ふ。

海軍省所管分は昭和七年度（一九三二年）に於ては約八千萬圓の巨額であるが、其後著減してゐる。上海其他各地に於ける防衛の必要性が消滅したによるものであらう。尙ほこの外海軍省所管經費として滿洲事件費ではないが、昭和六年度（一九三一年）には、中華民國方面臨時艦艇派遣諸費補足として、二〇、四七九千圓計上せられてゐること及びそれは昭和七年以降は消滅したことを附記して置く。

外務省、朝鮮總督府、及び關東局の滿洲事件費は、その大部分が警察費と見てよいであらう。

かくの如く每年滿洲國々費總額と略々相等しい金額が、滿洲國の國防及治安維持の爲に、滿洲事件費として日本政府より支出され、昭和一〇年度（一九三五年）迄に於て既に八億八千萬圓以上に達したことは、滿洲國財政を論ずる者にとつて、忘れてはならないことであらう。

尙ほこの外、滿洲事件行賞諸費、滿洲移植民費等をも考慮に入る可きかもしれないが、玆では省略する。

第二節　關東局財政

昭和九年（一九三四年）一月、關東軍々司令官の地位が三位一體より二位一體となると同時に、關東廳は關東局となり、本部は新京に移り、監督權は拓務省より內閣＝對滿事務局に移行し、警察權は憲兵司令官に一元化したのであるが、州內行政機構には別段の變化はなかつた。

關東局＝關東廳は日本政府特別會計として、國稅（地租、鹽稅、所得稅、酒稅、煙草稅、取引所稅）を徵收し、或は通信事業其他專賣を行ひ、以て歲入とし、州內の一般行政及び附屬地其他南滿各地在住の日本人に對する警察行政を行つて來たのであるが、その財政は近來著しく好轉し、昭和九年度決算に依れば、歲入三九、一七〇千圓、歲出＝二二、六五九千圓であり、差引剩餘金＝一六、五一一千圓と云ふ狀態である。

この特別會計の外に、地方費、市、會と云ふ三つの財政＝會計が存在してゐる。

地方費とは、營業稅、雜種稅、水道收入等を主たる財源とする一種獨特の會計であり、云はば關東州地方自治體の財政とも見られ得るものであるが、別にこの財政＝會計獨自の行政體は持つてゐないのであるが、强いて云へば民政署が之に當るものであらうか？　この會計の監督權は關東局長官にあり、而も州議會の協贊などは嘗て全然考慮されなかつたのである。かゝる會計の存在は歷史的には許されたであらうが、今後滿洲國に於ける治外法權が撤廢され、附屬地行政權も返還され、從つて州外の警察行政等は擧げて滿洲國の手に歸一する樣になり、關東局特別會計が純然たる州內統治費、行政費となる曉には、國費、地方費の分化規定に拘ることなく、潔く兩者を合體せしめる方が、關東州に適合せる豫算制度の合理化ではあるまいか。

市財政とは旅順市と大連市の財政であるが、前者の豫算は約一三萬圓の少額であるに反し、後者は二七八萬圓の巨額であるのである。（昭和一〇年度豫算）

會とは日本內地の村又は町に當る下級行政機關であり、戶別割、反別割、特別割の三種を會稅としてゐるが、その歲出入は極めて少なく、六九の會財政を總計しても、約一六〇萬圓見當である。（昭和一〇年度豫算）

今昭和九年度決算に據つて、以上四つの財政收支を一覽表に集計すれば、次の通りである。

第一九表　關東局管下諸財政收支一覽表　（單位千圓）

	特別會計	地方費	市（二市）	會（六九會）	合　計
歲　入	三九、一七〇	一〇、三二一	一、三二一	一、三二一	五二、〇九九
歲　出	二二、六五九	六、三七五	一、八八九	一、二三三	三二、四五六
差引剩餘	一六、五一一	三、九四六	一四六	一九八	二〇、六四三

備考　關東局第二九回統計書より作製。尙は關東局要覽（年刊）をも參照されたい。

四者合計、歲入＝約五三百萬圓、歲出＝約三二百萬圓にして、滿洲國々費及地方費合計＝約四億四千萬圓（第二二表參照）に比し、約一〇分の一に相當する。

第三節　滿鐵附屬地財政

滿鐵附屬地の行政權は、警察、郵政、阿片專賣等を除いて、擧げて滿鐵地方部の手に委ねられてゐる。

滿鐵地方部は附屬地行政費の爲に、戶數割、雜種割を附屬地在住民に課徵してゐるが、それによる歲入は最も多額であつた昭和九年度（決算）——昭和一〇年度は未發表——に於ても一、四〇四千圓であり、手數料其他收入を併せても、二、〇六三千圓に過ぎないので、滿鐵は年々約三百萬圓位の補給金を支出して、歲出總計＝五二七八千圓（昭和九度決算）を賄つてゐる。

歲出費目の中で主なるものは、教育費＝二、一三四千圓（四〇%）、土木費＝八六三千圓（一六%）、衞生費＝七五五千圓（一四%）其他である。

滿鐵の附屬地經營費は以上の公費勘定のみで全部と云ふ譯ではない。その外に地方部經理勘定を考慮に入れなければならぬ。

この經理勘定は、事業費、收入、經費に分れてゐる。

事業費は昭和八年度に於て四、四三五千圓を、昭和八年度末迄 二、一八三、二四三千圓を、支出してゐるが、後者の中には州內分＝二、七一四千圓を含んでゐる。尙ほ之を費目別にみれば、用地が最大で一億萬圓を超過し、醫院、學校、貸付家屋、道路、下水道、上水道等の施設費が大きい。

之等の諸施設からの收入は、醫院收入＝二、六〇一千圓（四三・五%）、不動產收入＝一、五〇二千圓（二五・一%）、水道收入＝八〇二千圓（一三・四%）、其他一切を合せて、計＝五、九七五千圓（昭和八年度決算）である。

之等の諸施設を運營し、原價償却してゆくには經費が必要であるが、その經費は前述の約六百萬圓の收入では到底賄へない。その額は附屬行政の爲の人件費等をも合算して、一五、六〇〇千圓の巨額に上つてゐるのである。（昭和八年度決算）（一）

註　詳細は滿鐵地方部『各區公費歲入出濟（決）算表』及び『地方經營統計年報』を參照せられ度い。

以上の如く滿鐵及關東局は州外居住民の爲に、且又日本人の大陸發展の爲に、年々夥しい經費を支出して來たのであるが、今やそれは治外法權撤廢、附屬地行政權返還と共に、滿洲國の手に一元化するのである。

吾々は些々たる各自の少さな立場を離れて、この日本大陸政策の合理的進展の爲に協力しなければならぬのであるが、それは當然、滿洲國、滿鐵、關東局、外務省、日本人民會等々の諸財政に相當の影響と變動とを與ふる樣である。その簡單な「スケッチ」を次＝第四章に試み、第四篇財政篇の結びとしよう。

第四章　治外法權撤廢及附屬地行政權返還と滿洲國財政の將來

滿洲國は日滿不可分關係に立脚して建國し、以後凡ゆる契機に際して常に不可分關係强化の方向に動いて來たのではあるし、且又既に政治及び經濟の凡ゆる分野に於て、從つてこの兩者の交叉點に立つ財政に於ても、一應の確立を得、早くも建國段階の成熟＝本格的統治段階の接近を唱へられ出したのであるから、治外法權と云ふが如き舊來の特權は潔く撤廢し、附屬地行政權も滿洲の新しい統治形態の下に統合せしめ、以て滿洲國の平常的統治段階への展開を援け、大きな意味での滿洲開發を促進することが、今日に於ける日本大陸政策の合理的方法であらねばならぬ。

玆に於て日本政府は昭和一〇年（一九三五年）八月、治外法權撤廢、附屬地行政權返還の聲明書を發表し、進む可き途を明かにしたのである。この聲明に從ふ各箇の治外法權撤廢準備委員會の精力的な活動の結果、昭和一四年（康德六年）末迄には遼東半島の一部＝關東州を除いて、全滿擧げて滿洲國の完全なる統治下に入ることゝなつた。

滿洲統治の合理化＝日本大陸政策の合理的進展と云はねばならぬ。

滿洲國はこの新しい段階を一日も早く迎へんが爲に、建國匆々の大同二年度豫算より早くも準備を開始し、營々として本年度に及んでゐるが今各年度豫算綱要又は說明書に從つて、その準備經費を一覽表に求むれば次の通りである。

第二〇表　治外法權撤廢準備經費累年一覽表（單位千圓）

年度	總額	內警察制度整備	同司法制度整備	同徵稅制度整備	其他	備考
大同二年度總豫算	？	？	？	？	？	豫算綱要
同年度第一次追加豫算	一、五四四	一、五二	三〇二	二一〇	九八〇	豫算說明書
康德元年度總豫算	三、九八〇	一、三〇〇	一、四〇〇	六四〇	三四〇	豫算編成方針
（同）	（三、〇〇〇）	——松田主計處長『康德元年度豫算に就て』より——				
康德二年度總豫算	三、三一〇	一、四〇〇	去の關東局	去の關東局	—	豫算說明書
康德三年度總豫算	三、五九九	一、九六二			豫算說明書	
計	二、六三五（一四、八四五）	四一五 五六%			三、二一〇 一〇%	三、一九九 三〇%

尤も滿洲國は舊東北政權の紊亂せる施政と、事變による混亂の跡をうけて、急據統治組織の建直しと、近代國家への一應の整備とを計らねばならぬのであるから、その整備の中、何れ丈が治外法權撤廢を迎ふる爲の準備であるか否かは、當局者の認定に從ふ外無いのであるが、その當局者に於ても康德元年度に於てみらるゝが如く、多少の認定の相異を生じて來るのである。

であるから第二〇表の集計は或程度の意味しかないのであるが、一應それに據つて論を進むることが許さるゝならば、滿洲國は今日迄約一千二百萬圓——一ヶ年約三百萬圓づゝ治外法權撤廢準備經費として計上して來たと云ふことが出來るのである。且この經費は大體、警察、司法、徵稅の各制度整備費として、略々均等に支出されて來た樣である。

尙ほ之等の經費はその年度限りのものでなく、人件費其他として每年繰返さるゝものが多いことを注意して置かねばならぬ。

然し乍ら以上の、每年新規支出三百萬圓づゝ——總計＝約一千二百萬圓——の經費を以て、治外法權撤廢に要する總經費と見るのは早計である。それは單に治外法權撤廢を迎ふる爲の準備經費に過ぎない。その外に尙ほ、來る一九三六年七月以降二、三年の間に滿洲國が現實に、滿鐵、關東局、外務省其他から引繼ぐ經費を考慮に入れなければならぬ。尤もこの經費の引繼の反面、邦人課稅、附屬地課稅其他新しい收入をも引繼ぐであらう。そして後者が前者を「カバー」して餘りあれば問題は勿論無い。だが吾々の粗雜なる推定によれば、何うやら歲入不足の樣であるが、併し乍ら滿洲國財政に大きな影響を與ふる程度とは考へられない。

試みにその粗雜な推定を記せば次の通りである。

歲　出　滿鐵から。滿鐵の附屬地經營費が何れ丈のものであるかは、第三章に於て見た通り、容易に吾々には解らない。而も日本人學校や鐵道病院等は依然として滿鐵の手に殘ると云ふし、公費勘定の中何れ丈、事業費の幾割、經理支出の中幾許と云ふ風に、滿洲國の手に移る經費を算出することは、現在に於ては局外者の到底能くするところではない。そこで甚だ本意無いが、今假に公費勘定に要する經費（昭和九年度＝五、二七八千圓）丈をつくりその儘滿洲國の手に渡ると假定して置かう。

關東局から。關東局が州外に費してゐた經費は、警察費、本部費、遞信費、阿片專賣費、其他と考へらるゝが、この中大きいものは警察費である。この移讓せらる可き警察費を假りに、滿洲事件費＝一〇〇%、臨時警備費＝九〇%、經常部警察費＝六〇%と推せば、昭和十年度豫算に從へば、計＝五、七六九千圓となる。其の他の移讓經費を約三百萬圓と推定すれば、總額＝約九百萬圓となる。

外務省＝領事館より。滿洲國が日本外務省から引繼ぐ可き經費は警察費と法務費、其他と思はるゝが、之も亦素人の大體な推定を敢てして、外務省滿洲事件費を以てその總額と假定すれば、三、六五六千圓（昭和一〇年度）である。

尙ほこの外、日本人居留民會——朝鮮人居留民會を含む——等から引繼ぐ可き施設經費も若干あらうが、それは、一先づ論外に置かう。

以上、何れもこれも全て、盲蛇に怖じず程の大膽な推定であるが、一應三者を合計すると、約一千八百萬となる。

歲　入　では治外法權撤廢、附屬地行政權返還後の滿洲國に歸屬する新たなる歲入額は何れ位であらうか？　過渡期の二、三年間は問題外とし、完全な課稅權を得た後に於ては、附屬地課稅による國稅及地方稅收入＝九百萬圓、附屬地外外國人課稅（國稅、地方稅合計）＝二百萬圓、阿片專賣、遞信收入其他合計＝三百萬圓と、歲出の場合に於けるより、より以上の大膽な推定を敢てすると、三者總計＝約一千四百萬圓となる。

以上は如何に局外者の推計が困難であるかを示したに過ぎない樣な結果となつたが、大體歲出は二千萬圓見當歲入はそれより五百萬圓、位不足するところかと考へらるゝのである。

でもこの位の不足額であるならば、一般會計＝二億二千萬圓の國家としても、歲入見積額の緩和、歲出費目の遣繰りによつて、充分「バラン

ス」をとらしめて行くことが出來よう。

よつて滿洲國は治外法權撤廢準備經費として約一千二百萬圓（之は未だ追加さるゝ餘地がある。）――引續經費として約二千萬圓、計＝約三千二百萬圓の財政の膨脹を來たし、一般會計國費總額は約二億四千萬圓程度になる樣に思へるのであるが、それは充分現行滿洲國歲入體系によつて賄はれ得る樣である。

而も滿洲國にとつて建國以來の宿題であつた治外法權撤廢、附屬地行政權返還が完了する曉に於ては、全ての統治權が直接に一元化することにより、全ての統治行爲が自由となり、行政效率の引上げの爲に、中央地方を分たず、行政機構のより以上の合理化を行つたり、或は又、關稅及鹽稅擔保舊外債整理基金と云ふが如き、歲出入豫算科目の水脹れ的存在も切開可能の機會が多くなるであらうし、滿洲國財政の前途はこの點に關する限り、悲觀に及ばぬものであらうし、或は近き將來二億四千萬圓以下に健全化するかとさへ思はるゝのである。

註　尙ほ治外法權撤廢、附屬地行政權返還に際し、滿鐵又は關東局其他から滿洲國に讓渡す可き地方施設其他を、有償にす可きか、否か、若し有償ならばそれは何れ位か、又はその支拂方法も考察す可きであらうが、それは現在に於ては局外者の想像さへ許さぬ。

併し乍ら、滿洲國が治外法權撤廢、附屬地行政權返還を契機として、本格的統治段階に進展する爲には、今一つの課題に解答を與へねばならぬ。それは外でもない。建國以來常に識者の口邊に上せられ來たつた立體的農村對策の遂行である。それは從前の如き斷片的なものではなく新しい統治段階を招來するが如き本格的のものでなければならぬ。或は集團部落建設を合作運動化することによる治安の徹底的維持、或は南滿より北滿への國內移民による滿洲農村の擴大、卽ち一言にして云へば滿洲農村の市場性の確保である。

かゝる立體的農村對策も亦、明日の滿洲國に、而して明日の滿洲國財政に與へられた課題であり、それは正に、治外法權撤廢問題＝統治機構

合理化の問題と、上、下の關係をなし、滿洲國が本格的統治段階に進展する上に於て、相互規定的に制約するであらうと思はるゝ。

吾々は滿洲國財政の爲に、治外法權撤廢、附屬地行政權返還が與ふる影響はそれが持つてゐる政治的意義程には甚大なものではなく、寧ろ樂觀してよいとさへ考へたのであるが、立體的農村對策遂行に要する經費と決斷力とに就いては、より以上に「シーリアス」に考へねばならぬと思ふものである。

治外法權撤廢、附屬地行政權返還により將來些か乍ら財政が樂になるであらう滿鐵及び關東局否日本政府が、治外法權撤廢、附屬地行政權返還の場合に於けると同樣に、この農村對策實行に當つても、友邦滿洲國の爲に協力するに吝かでないであらうことを庶冀してこの稿を結ぶ。

（三六年三月）

第一圖　滿洲國歲出所管別累年比較

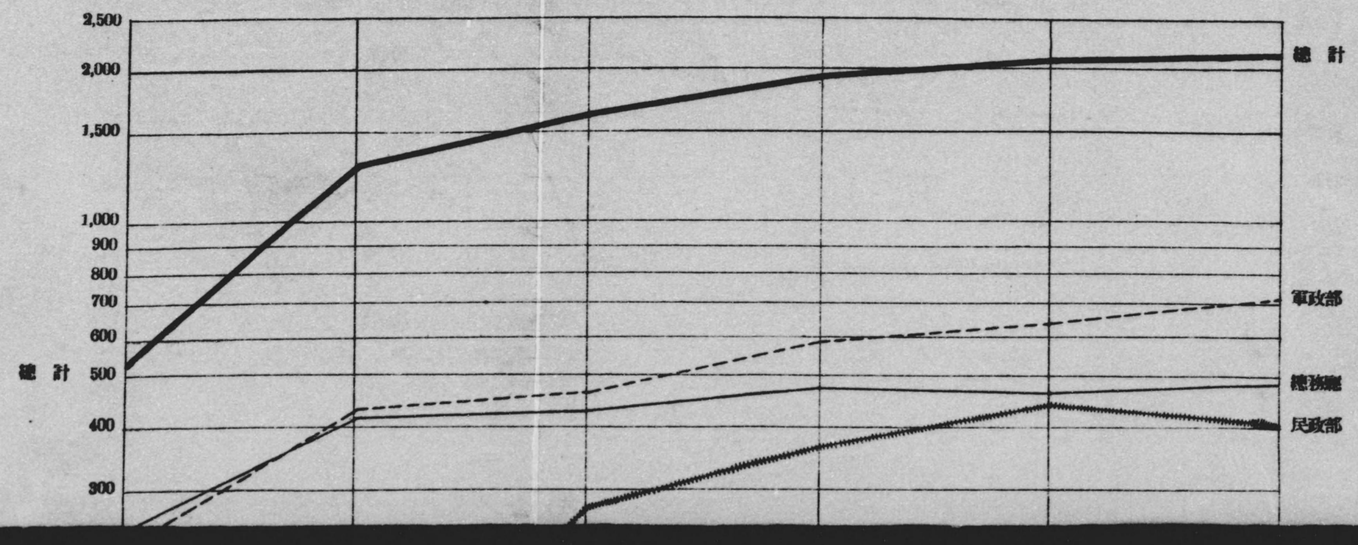

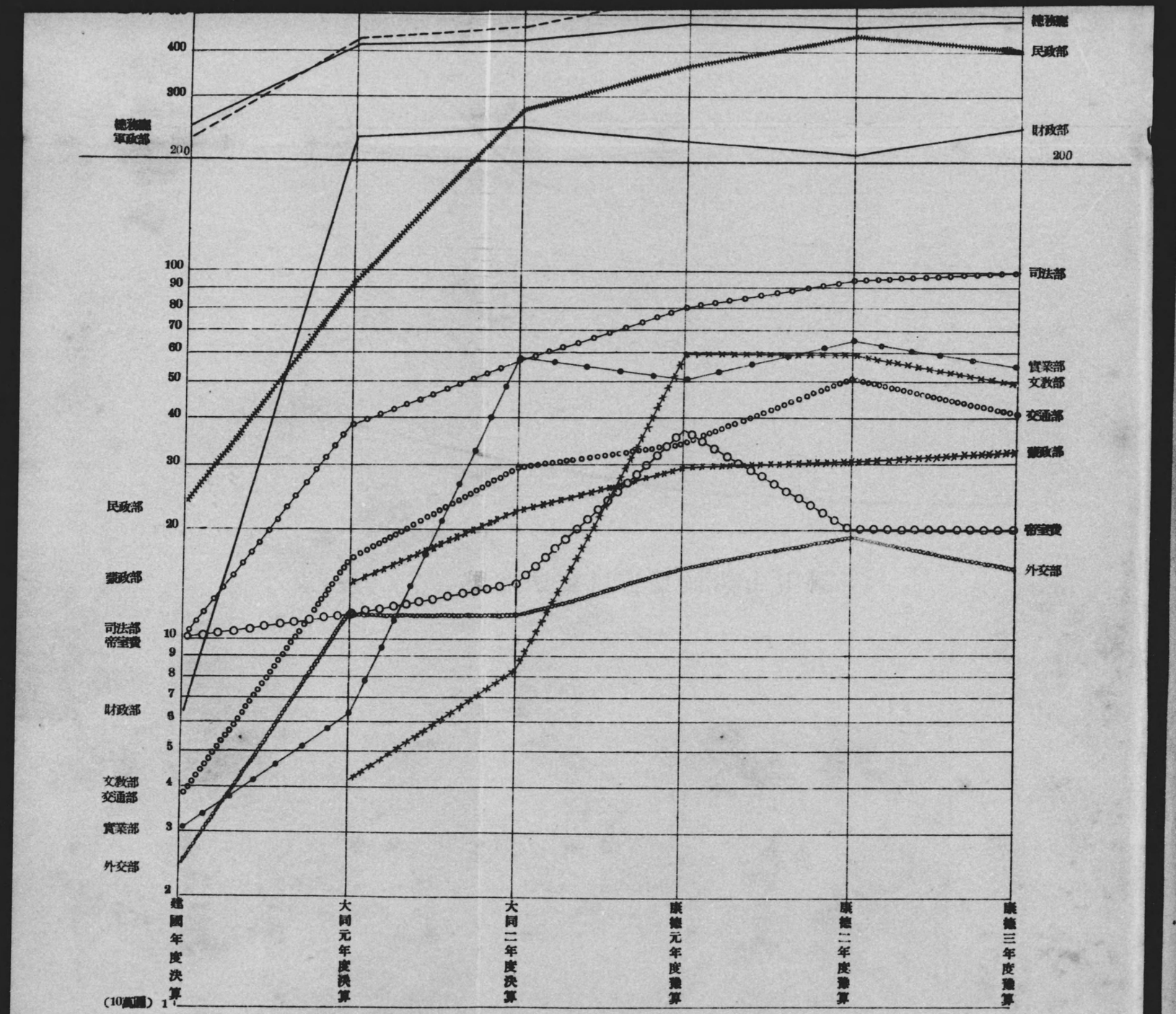

【註】 1. 建國年度及康德2年度ノ金額ヲ他年度ト比較シ易カラシムル爲、1ヶ年分ニ換算ノ上圖表ニ表現セリ。

2. 康德元年度豫算及2年度豫算中ニハ追加豫算ヲモ包含ス。

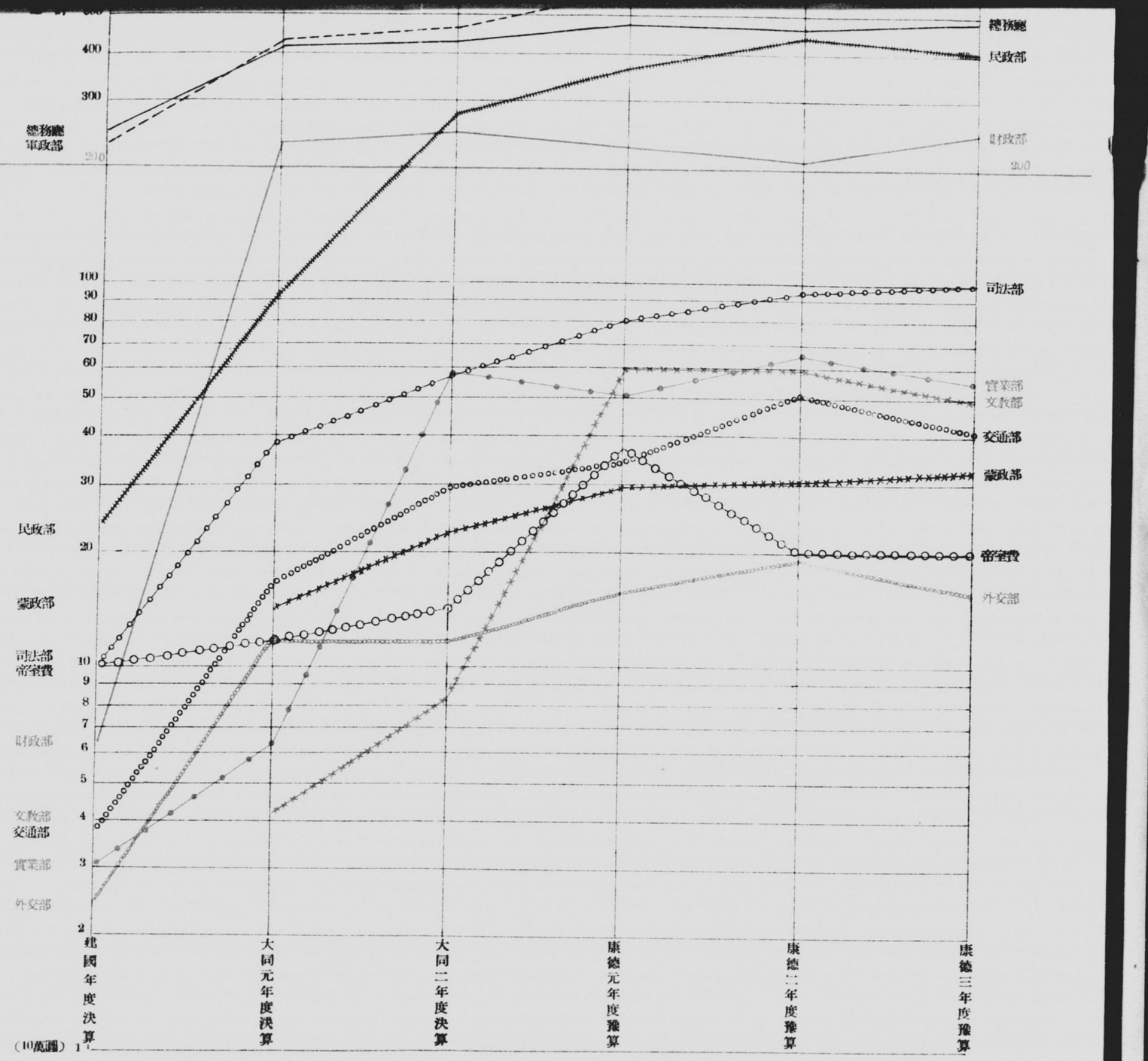

【註】 1. 建國年度及康德2年度ノ金額ヲ他年度ト比較シ易カラシムル爲、1ヶ年分ニ換算ノ上圖表ニ表現セリ。

2. 康德元年度豫算及2年度豫算中ニハ追加豫算ヲモ包含ス。

豫算 月）	康德三年度豫算（1月—12月）	
%	金額（千圓）	%
10.0	219,405	10.0
1.0	2,000	1.0
22.5	48,915	22.0
20.8	40,074	18.0
30.5	73,545	34.0
10.2	25,394	12.0
1.0	1,531	[illegible].7
3.2	5,623	2.5
2.5	4,116	1.8
3.9	9,886	4.4
2.9	5,090	2.2
1.5	3,231	1.4

第二圖　滿洲國歲出所管別累年比較

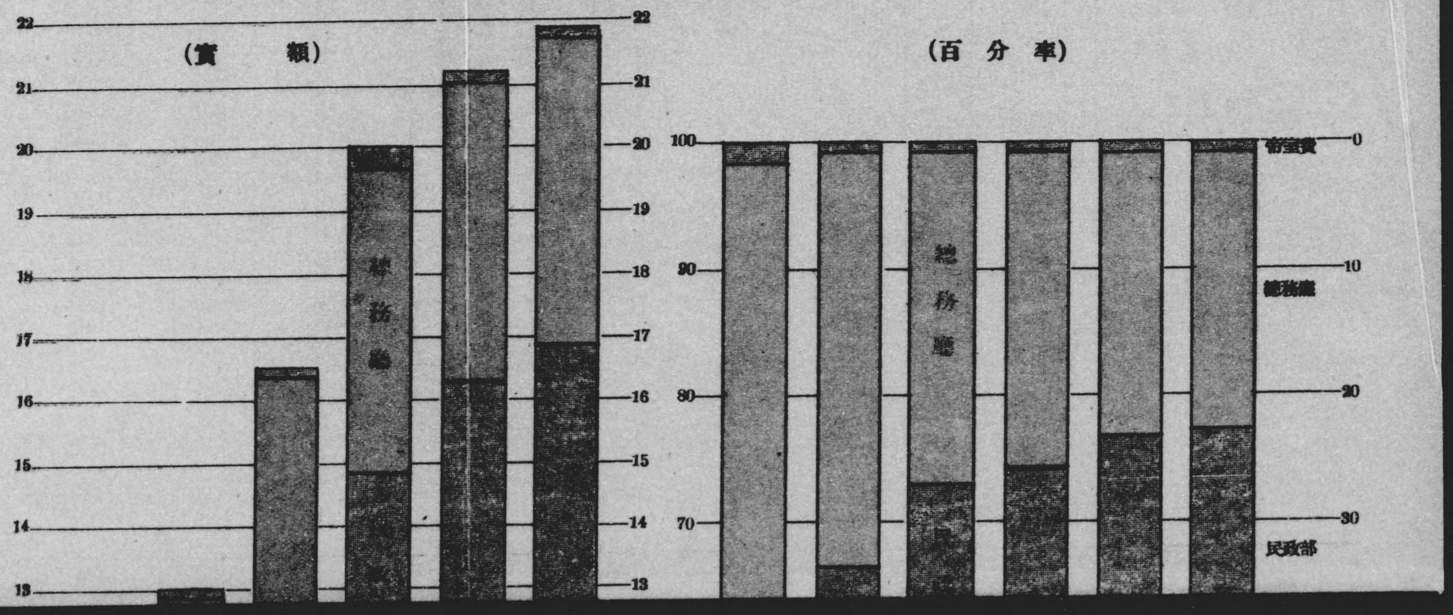

第二圖　滿洲國歲出所管別累年比較

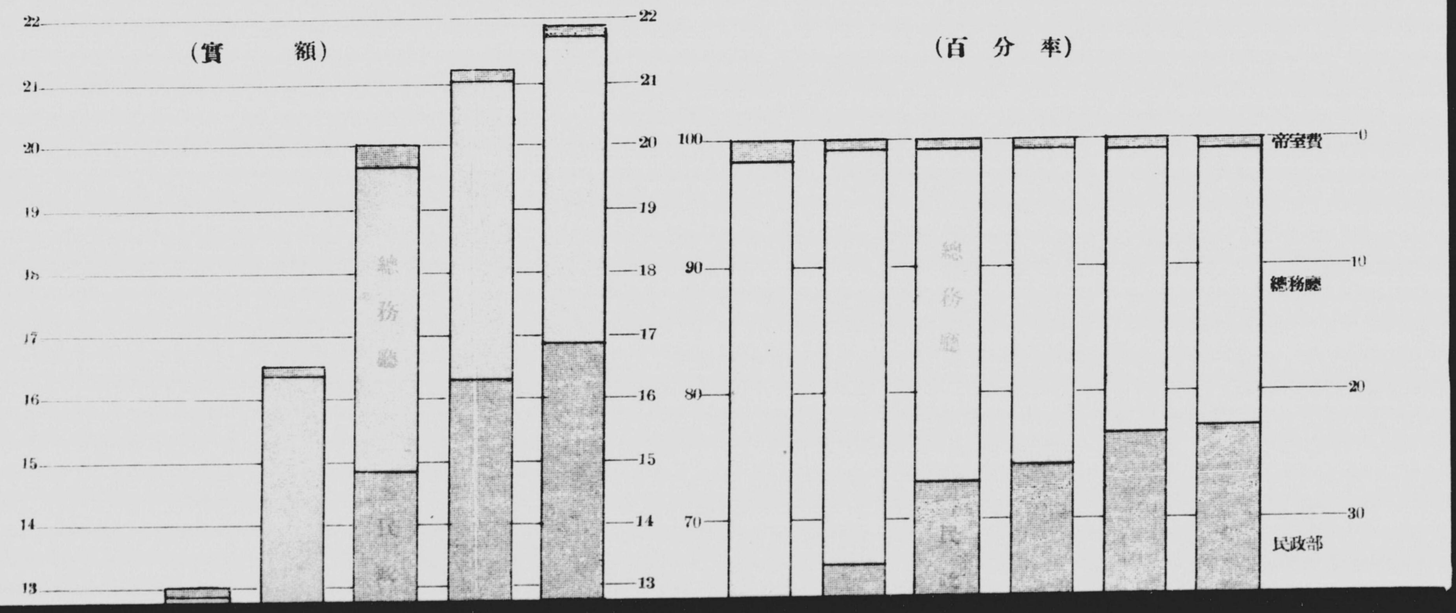

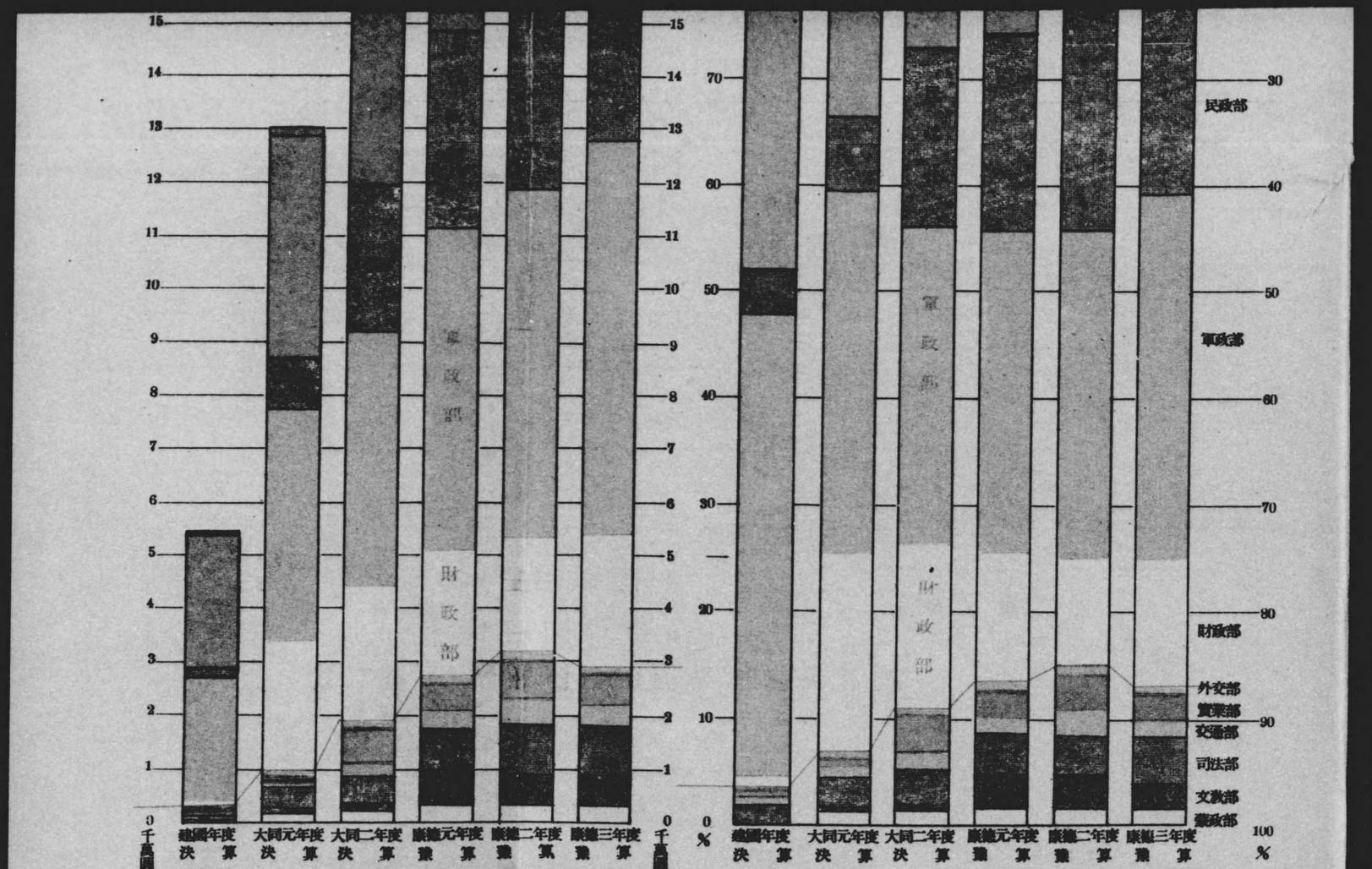

部別	建國年度決算（3月—6月）		大同元年度決算（7月—6月）		大同二年度決算（7月—6月）		康德元年度豫算（7月—6月）		康德二年度豫算（7月—12月）		康德三年度豫算（1月—12月）	
	金額（千圓）	%	金額（千圓）	%	金額（千圓）	%	金額（千圓）	%	金額（千圓）	%	金額（千圓）	%
總計	18,198	10.0	129,635	10.0	165,482	10.0	199,930	10.0	106,080	10.0	219,405	10.0
帝室費	333	1.7	1,150	0.9	1,400	0.8	3,739	1.9	1,000	1.0	2,200	1.0
總務廳	8,438	46.4	42,402	32.7	43,848	26.5	48,336	24.2	23,774	22.5	48,915	22.0
民政部	767	4.2	9,266	7.1	27,600	16.6	36,916	18.5	22,032	20.8	40,074	18.0
軍政部	7,800	43.0	43,711	33.7	47,828	29.5	59,772	29.9	32,331	30.5	73,545	34.0
財政部	215	1.2	24,036	18.5	25,891	15.6	23,723	11.9	10,221	10.2	25,394	12.0
外交部	82	0.4	1,181	0.9	1,192	0.7	1,601	0.8	975	1.0	1,531	0.7
實業部	102	0.6	634	0.5	5,961	3.5	5,200	2.6	3,275	3.2	5,623	2.5
交通部	126	0.7	1,645	1.3	2,925	1.7	3,448	1.7	2,582	2.5	4,116	1.8
司法部	335	1.8	3,814	3.0	5,730	3.4	8,024	4.0	4,709	3.9	9,886	4.4
文教部	—	—	420	0.3	850	0.4	6,240	3.0	3,056	2.9	5,090	2.2
蒙政部	—	—	1,416	1.1	2,257	1.3	2,931	1.5	1,525	1.5	3,231	1.4

【註】 1. 建國年度及康德2年度ノ金額ヲ他年度ト比較シ易カラシムル爲、1ケ年分ニ換算ノ上圖表ニ表現セリ。

2. 康德元年度豫算及2年度豫算中ニハ追加豫算ヲモ包含ス。

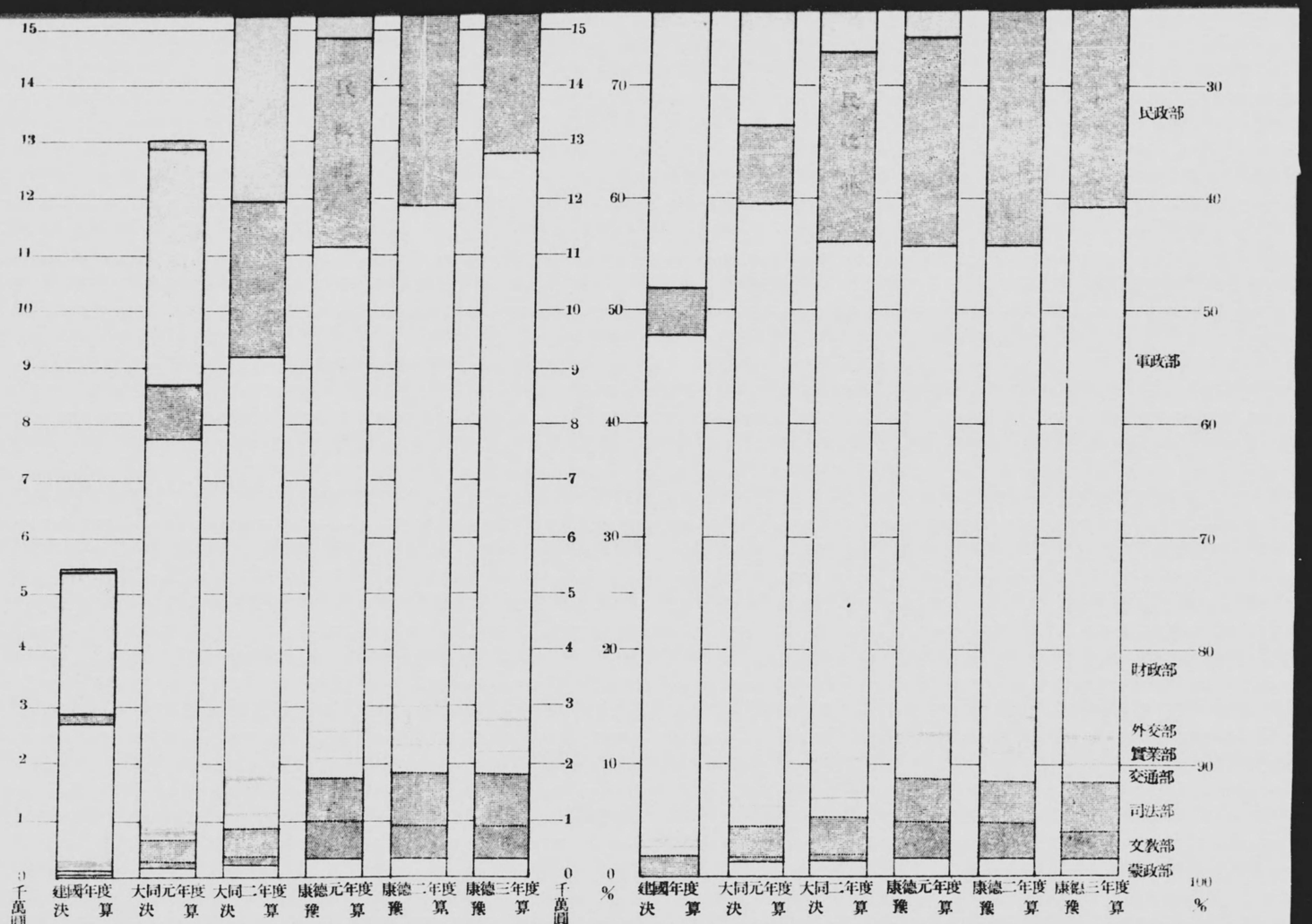

部別	建國年度決算（3月—6月）		大同元年度決算（7月—6月）		大同二年度決算（7月—6月）		康德元年度豫算（7月—6月）		康德二年度豫算（7月—12月）		康德三年度豫算（1月—12月）	
	金額（千圓）	%	金額（千圓）	%	金額（千圓）	%	金額（千圓）	%	金額（千圓）	%	金額（千圓）	%
總計	18,198	10.0	120,635	30.0	165,482	10.0	199,930	10.0	106,080	10.0	219,405	10.0
宮內府	333	1.7	1,150	0.9	1,400	0.8	3,739	1.9	1,000	1.0	2,000	1.0
總務廳	8,438	46.4	42,402	32.7	43,848	26.5	48,336	24.2	23,774	22.5	48,915	22.0
民政部	767	4.2	9,266	7.1	27,600	16.6	36,916	18.5	22,032	20.8	40,074	18.0
軍政部	7,800	43.0	43,711	32.7	47,828	29.5	59,772	29.9	32,331	30.5	73,545	34.0
財政部	215	1.2	24,036	18.5	25,891	15.6	23,723	11.9	10,221	10.2	25,354	12.0
外交部	82	0.4	1,181	0.9	1,192	0.7	1,691	0.8	975	1.0	1,531	0.7
實業部	102	0.6	634	0.5	5,961	3.5	5,200	2.6	3,275	3.2	5,623	2.5
交通部	126	0.7	1,645	1.3	2,925	1.7	3,448	1.7	2,582	2.5	4,116	1.8
司法部	335	1.8	3,814	3.0	5,730	3.4	8,024	4.0	4,709	3.9	9,886	4.4
文教部	—	—	426	0.3	850	0.4	6,210	3.0	3,056	2.9	5,090	2.2
蒙政部	—	—	1,416	1.1	2,257	1.3	2,931	1.5	1,525	1.5	3,231	1.4

【註】 1. 建國年度及康德2年度ノ金額ヲ他年度ト比較シ易カラシムル爲、1ケ年分ニ換算ノ上圖表ニ表現セリ。

2. 康德元年度豫算及2年度豫算中ニハ追加豫算ヲモ包含ス。

30,614	29.0	60,142	29.0
15,952	15.0	30,171	14.0
7,929	8.0	16,254	7.0
6,735	6.0	13,717	6.0
40,129	38.0	90,317	42.0
32,331	30.0	73,545	34.0
7,798	8.0	16,772	8.0
15,713	15.0	31,631	14.0
2,641	3.0	4,451	2.0
12,192	10.0	25,230	11.0
80	1.0	1,950	1.0
6,069	5.0	5,167	2.0
2,396	2.0	3,863	1.5
3,076	3.0	100	0
597	0	1,204	0.5
13,555	13.0	32,148	15.0
2,476	2.0	8,855	4.0
7,054	7.0	13,562	6.0
4,025	4.0	9,731	5.0

第三圖　滿洲國歲出使途別累年比較

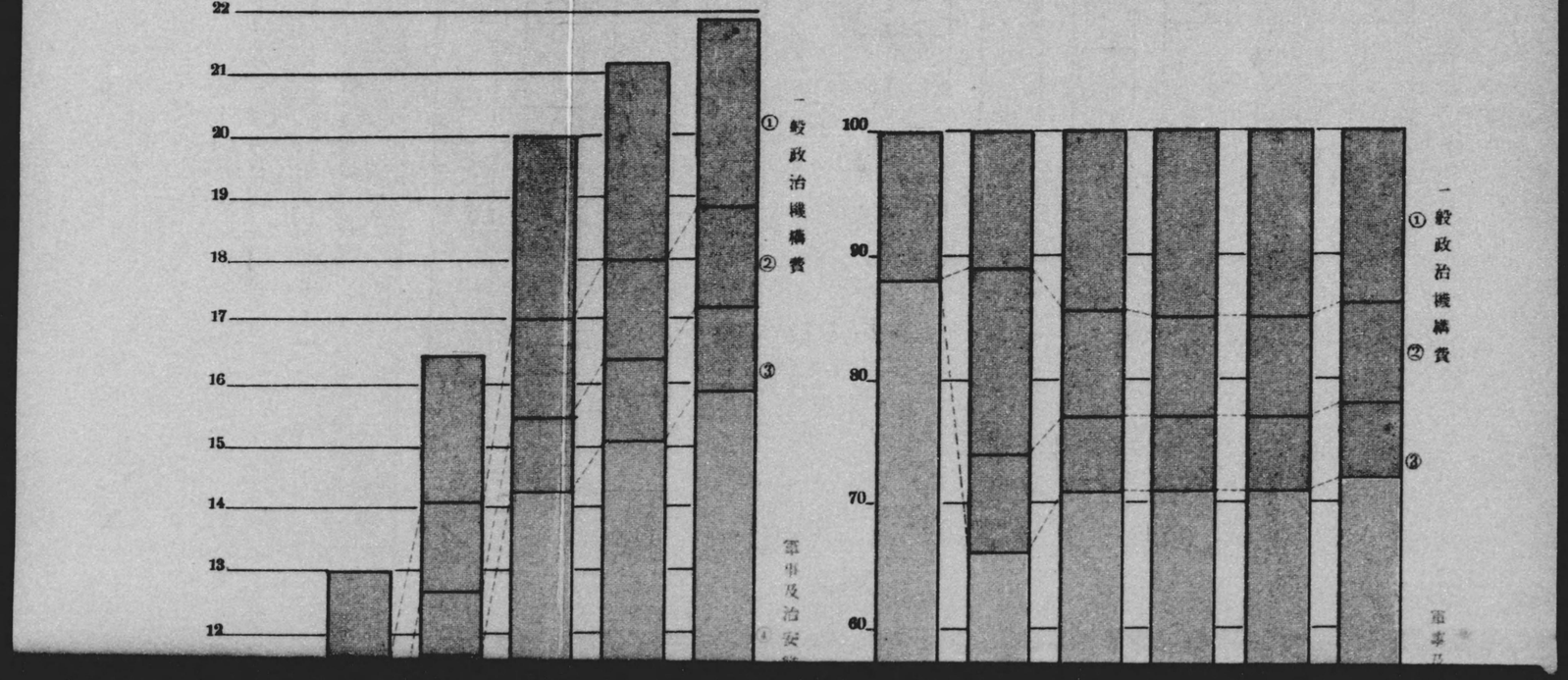

第三圖　滿洲國歲出使途別累年比較

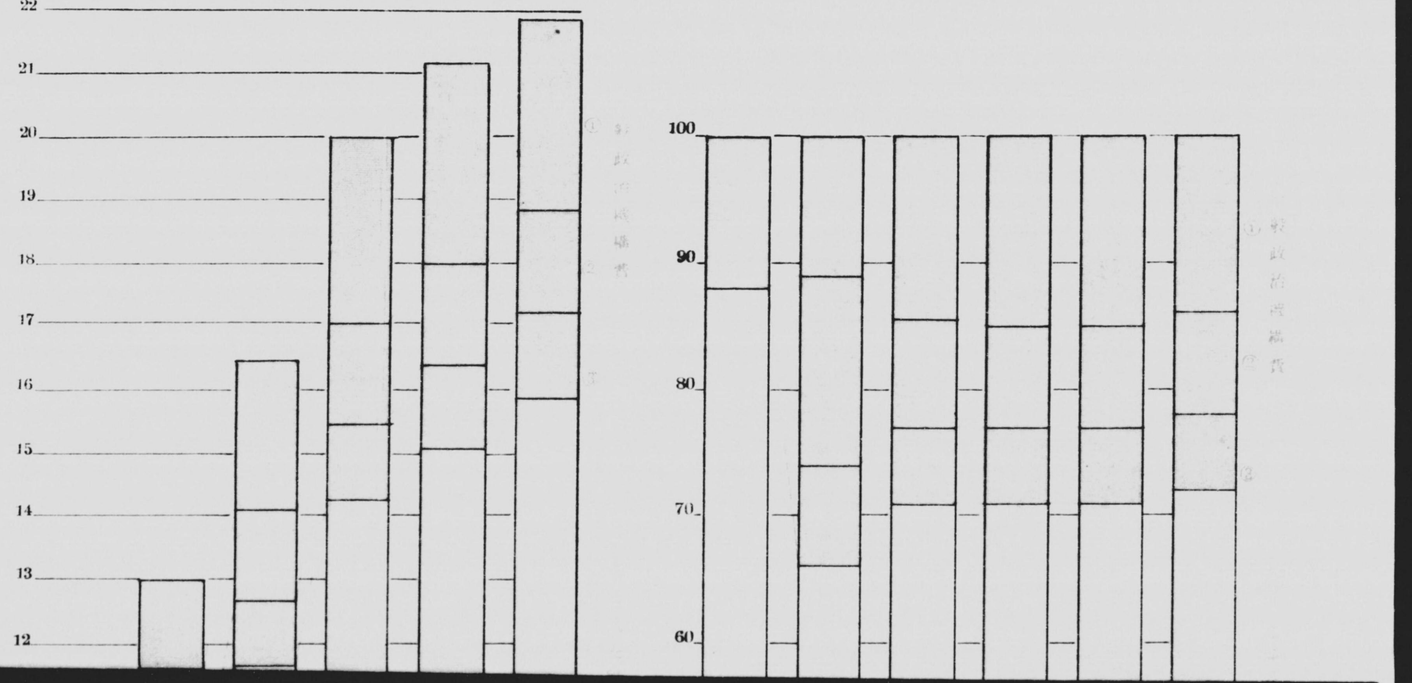

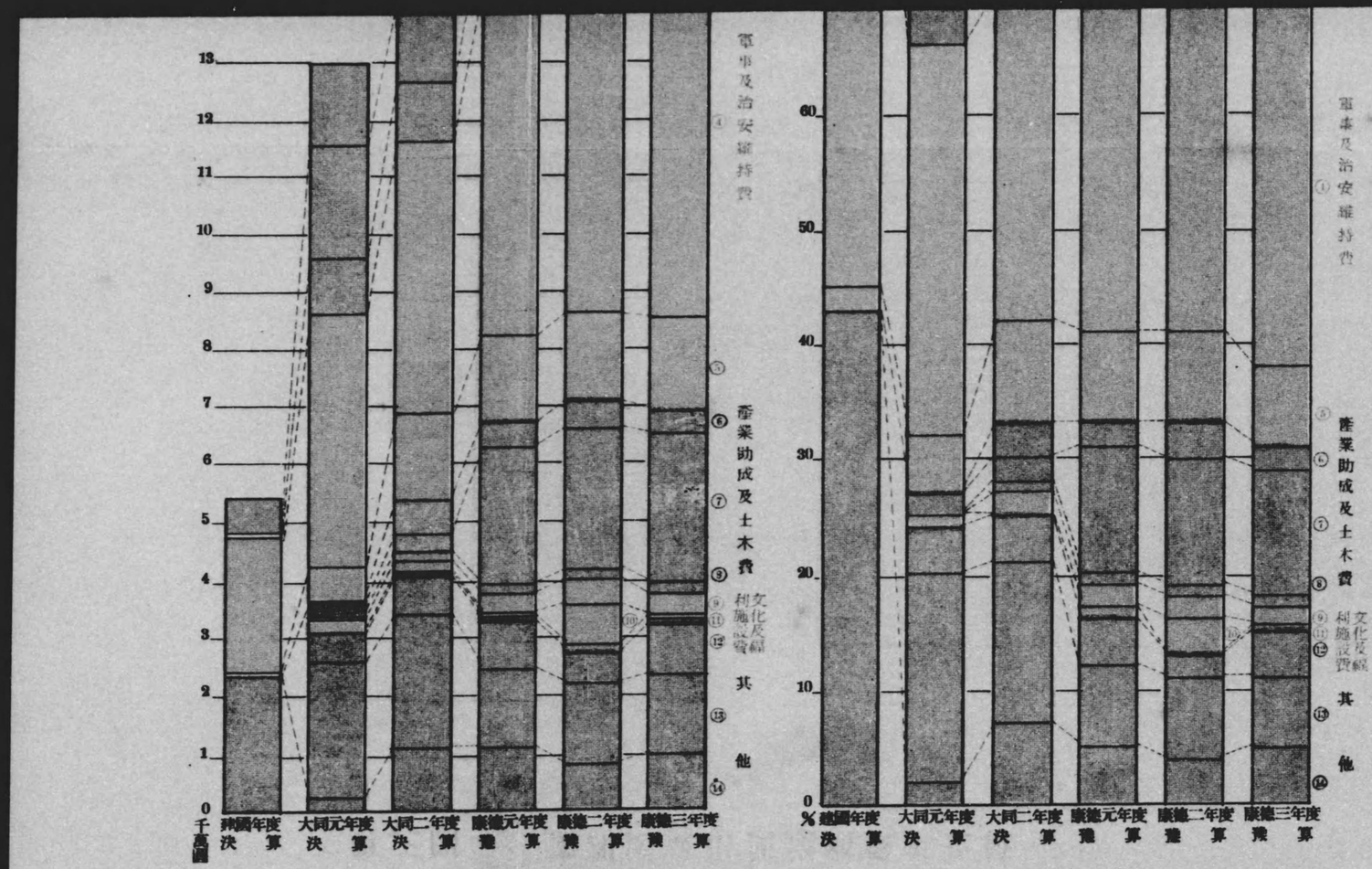

使金別	建國年度決算（3月—6月）		大同元年度決算（7月—6月）		大同二年度決算（7月—6月）		康德元年度豫算（7月—6月）		康德二年度豫算（7月—12月）		康德三年度豫算（1月—12月）	
	金額（千圓）	%	金額（千圓）	%	金額（千圓）	%	金額（千圓）	%	金額（千圓）	%	金額（千圓）	%
國費總額	18,198	10.0	129,635	1.00	165,482	100	199,930	100	106,080	100	219,405	100
A 一般政治機構費	2,271	12.0	43,789	34.0	48,519	29.0	57,606	29.0	30,614	29.0	60,142	29.0
1. 中央行政機構費	2,172	12.0	14,375	11.0	23,943	14.5	29,425	15.0	15,952	15.0	30,171	14.0
2. 地方行政機構費	91	0	19,874	15.0	14,129	8.5	15,807	8.0	7,929	8.0	16,254	7.0
3. 財務機構費	8	0	9,540	8.0	10,447	6.0	12,374	6.0	6,735	6.0	13,717	6.0
B 軍事及治安維持費	8,094	45.0	50,076	39.0	62,710	38.0	75,302	38.0	40,129	38.0	90,317	42.0
4. 軍事費	7,800	43.0	43,711	34.0	47,828	29.0	59,772	30.0	32,331	30.0	73,545	34.0
5. 警察費	294	2.0	6,365	5.0	14,882	9.0	15,530	8.0	7,798	8.0	16,772	8.0
C 産業助成及土木費	0	—	2,943	2.0	10,446	6.0	29,603	14.0	15,713	15.0	31,631	14.0
6. 産業助成費	0	—	183	0	5,477	3.0	4,174	2.0	2,641	3.0	4,451	2.0
7. 土木建築費	0	—	2,380	2.0	3,182	2.0	23,969	11.0	12,192	10.0	25,230	11.0
8. 交通助成費	0	—	400	0	1,787	1.0	1,460	1.0	880	1.0	1,950	1.0
D 文化及福利施設費	0	—	1,892	1.0	2,679	2.0	4,788	3.0	6,069	5.0	5,167	2.0
9. 文化費	0	—	15	0	2,265	2.0	3,866	2.0	2,396	2.0	3,863	1.5
10. 社會政策費	0	—	1,829	1.0	29	0	91	0	3,076	3.0	100	0
11. 衛生費	0	—	48	0	385	0	831	1.0	597	0	1,204	0.5
E 其他	7,833	43.0	30,935	24.0	41,128	25.0	32,631	16.0	13,555	13.0	32,148	15.0
12. 國債費	0	—	4,906	4.0	6,982	4.0	7,750	4.0	2,476	2.0	8,855	4.0
13. 特別會計繰入金	0	—	23,462	18.0	22,989	14.0	13,711	7.0	7,054	7.0	13,562	6.0
14. 帝室費、議政部經費、國軍軍備金	7,833	43.0	2,566	2.0	11,157	7.0	11,170	5.0	4,025	4.0	9,731	5.0

【註】 1. 建國年度及康德2年度ノ金額ヲ他年度ト比較シ易カラシムル爲、1ケ年分ニ換算ノ上圖表ニ表現セリ。

2. 康德元年度豫算及2年度豫算中ニハ追加豫算ヲモ包含ス。

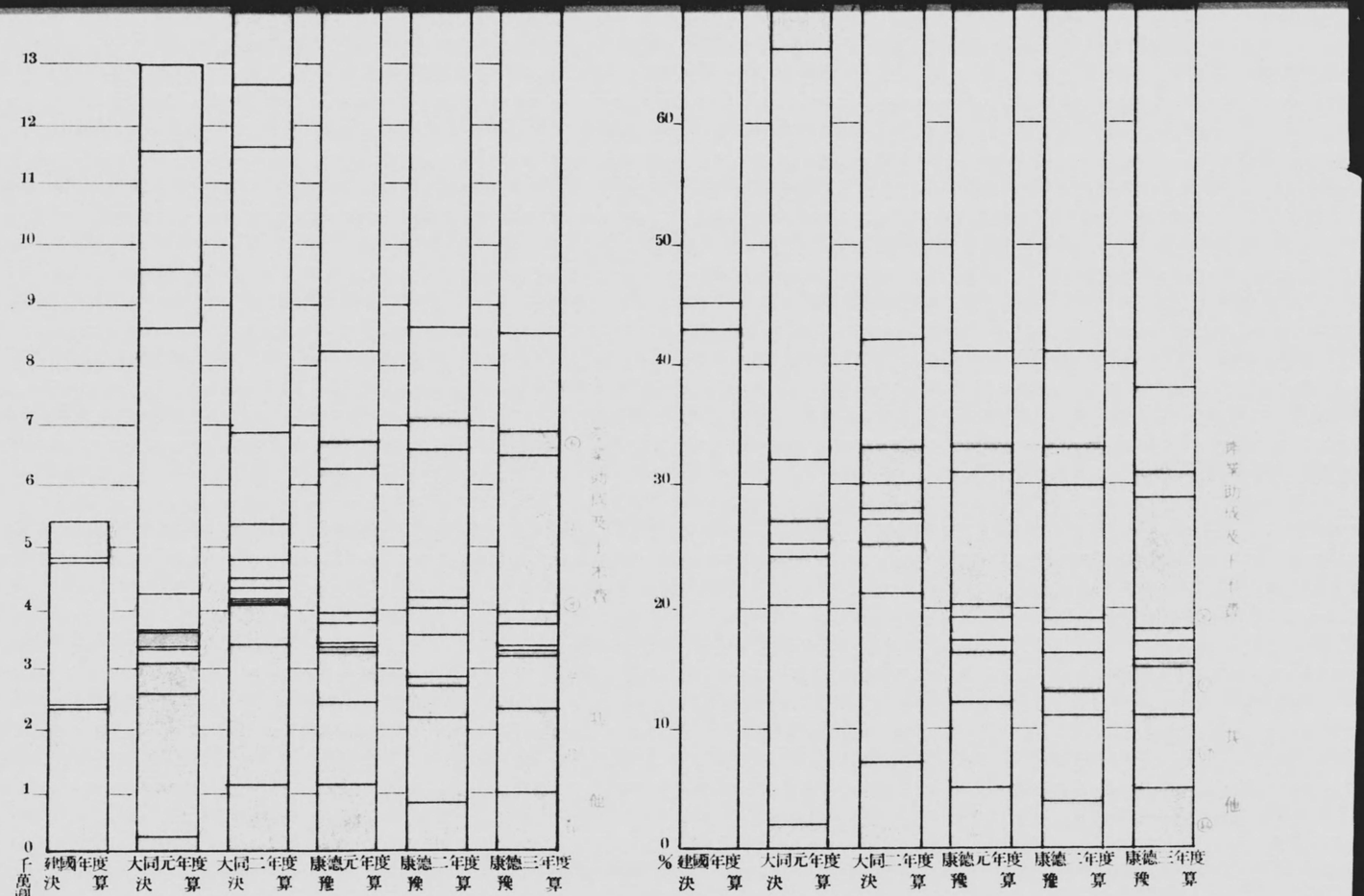

使金別	建國年度決算（3月—6月）		大同元年度決算（7月—6月）		大同二年度決算（7月—6月）		康德元年度豫算（7月—6月）		康德二年度豫算（7月—12月）		康德三年度豫算（7月—12月）	
	金額（千圓）	%	金額（千圓）	%	金額（千圓）	%	金額（千圓）	%	金額（千圓）	%	金額（千圓）	%
國費總額	18,198	10.0	129,635	1.00	165,482	100	199,930	100	106,080	100	219,405	100
A 一般政治機構費	2,271	12.0	43,789	34.0	48,519	29.0	57,606	29.0	30,614	29.0	60,142	29.0
1. 中央行政機構費	2,172	12.0	14,375	11.0	23,943	14.5	29,425	15.0	15,952	15.0	30,171	14.0
2. 地方行政機構費	91	0	19,874	15.0	14,129	8.5	15,807	8.0	7,929	8.0	16,254	7.0
3. 財務機構費	8	0	9,540	8.0	10,447	6.0	12,374	6.0	6,735	6.0	13,717	6.0
B 軍事及治安維持費	8,094	45.0	50,076	39.0	62,710	38.0	75,302	38.0	40,129	38.0	90,317	42.0
4. 軍事費	7,800	43.0	43,711	34.0	47,828	29.0	59,772	30.0	32,331	30.0	73,545	34.0
5. 警察費	294	2.0	6,365	5.0	14,882	9.0	15,530	8.0	7,798	8.0	16,772	8.0
C 產業助成及土木費	0	—	2,943	2.0	10,446	6.0	29,603	14.0	15,713	15.0	31,631	14.0
6. 產業助成費	0	—	183	0	5,477	3.0	4,174	2.0	2,641	3.0	4,451	2.0
7. 土木建築費	0	—	2,430	2.0	3,182	2.0	23,069	11.0	12,192	10.0	25,230	11.0
8. 交通助成費	0	—	400	0	1,787	1.0	1,460	1.0	880	1.0	1,950	1.0
D 文化及福利施設費	0	—	1,892	1.0	2,679	2.0	4,788	3.0	6,069	5.0	5,167	2.0
9. 文化費	0	—	15	0	2,265	2.0	3,866	2.0	2,396	2.0	3,863	1.5
10. 社會政策費	0	—	1,829	1.0	29	0	91	0	3,076	3.0	100	0
11. 衛生費	0	—	48	0	385	0	831	1.0	597	0	1,204	0.5
E 其他	7,833	43.0	30,935	24.0	41,128	25.0	32,631	16.0	13,555	13.0	32,148	15.0
12. 國債費	0	—	4,906	4.0	6,982	4.0	7,750	4.0	2,476	2.0	8,855	4.0
13. 特別會計繰入金	0	—	23,162	18.0	22,989	14.0	13,711	7.0	7,054	7.0	13,562	6.0
14. 帝室費、臨政費、經費、國庫準備金	7,833	43.0	2,566	2.0	11,157	7.0	11,170	5.0	4,025	4.0	9,731	5.0

【註】 1. 建國年度及康德2年度ノ金額ヲ他年度ト比較シ易カラシムル爲，1ヶ年分ニ換算ノ上圖表ニ表現セリ。

2. 康德元年度豫算及2年度豫算中ニハ追加豫算ヲモ包含ス。

附篇　産業法制

第一章　總　論

第一節　産業行政組織

滿洲帝國は皇帝之を統治し（組織法一條）皇帝の下に國務院は諸般の行政を掌理する（組織法二七條）。

國務院は民政、外交、軍政、財政、實業、交通、司法、文教及蒙政の各部を以て組織され、國務院に國務總理大臣及び各部大臣が置かれ（組織法二八、二九條）國の中央行政官廳となつてゐる。中央行政官廳とは皇帝に直隷して國の全地域に亘る行政を掌る機關であり、これに對し中央行政官廳の下に國の一地方の行政を管轄する機關を地方行政官廳と謂ふ。

産業行政は國の行政の一部にして、これを掌る機關も亦中央と地方とに分つことを得べく、その組織及び職務權限は官制に依て定められてゐる。

一、中央産業行政官廳

國務總理大臣は皇帝の旨を奉じ各部大臣を統制し國家行政の機務を掌理し（國務院官制一條）、必要と認むるときは各部大臣の命令又は處分を停止し若は取消すことを得（同上三條）る。從て國務總理大臣は産業行政に關し中央官廳たること云ふ迄もないが、以下産業行政に直接關係する官廳に限つて記述する。

こゝに産業とは實業、金融及び交通を包括する廣義に於ける産業を謂ひ、この意義の産業に直接關與する中央行政官廳として國務院、實業部、財政部、交通部、民政部及び蒙政部を擧ぐることを得る。

中央産業行政官廳の中心を爲すものは實業部にして、實業部に實業部大臣が置かれ、同大臣は農、林、畜産（馬に關する事項を除く）、水産、鑛山、商、工、地質並に度量衡に關する事項を掌理し、總務、農務、林務、鑛務、工商の五司を置き事務を分掌せしむる。（國務院各部官制三九、四〇條）。馬に關しては軍政部に馬政局が置かれ之を管掌してゐる。

財政部大臣は稅務及び專賣に關する事項の外産業に關するものとして貨幣、金融統制及び國有財産に關する事項を掌理し、理財司をして管掌せしむる。（國務院各部官制三二、三三、三六條）。

交通部大臣は鐵道、自動車運輸、水路、港灣、船舶、航空、郵政、電政及び其の他一般交通に關する事項並に滿洲電信電話株式會社に關する事項を掌理し、總務、路政、郵務の三司を置きて事務を分掌せしむる。（國務院各部官制四六、四七條）。

民政部大臣は警察、土木及衞生の外地方行政に關する事務を掌理し、後述の地方産業行政官廳の監督官廳たる點に於て、之を揭ぐるを要する（國務院各部官制一〇條）。

以上は産業行政に關する一般の中央官廳であるが、特殊の官廳として蒙政部がある。蒙政部大臣は旗制を施行する地域に於ける地方行政、農、林、畜産（馬に關する事項を除く）水産、鑛山及商工等に關する事項を掌理し、興安各省長を監督し、總務、民政、勸業の三司を置き事務を分掌せしむる（國務院各部官制六八、六九條）。

各部大臣は國務總理大臣の統制を承け主管事務に付其の責に任じ（國務院各部官制一條）、其の主管事務に關して職權又は特別の委任により部令を發し、各省長に指令又は訓令を發し、又各省長を指揮監督し、其の處分又は命令の成規に違ひ公益を害するものありと認むるときは之を停止又は取消すことを得る（同上四、五、六條）。

二、地方産業行政官廳

滿洲國に於て地方行政を主管する中央官廳は民政部及び蒙政部に分か

れ、民政部は一般の主管官廳であるが、蒙政部は旗制を施行する地域を管轄する特殊の官廳であつて、蒙政部關係は後述する。

一般に地方官廳は之を二種に分つことを得る。一は或る一部だけに隷屬し、其の部の主管事務に付いてのみ權限を有するもので、之を特別地方官廳と稱する。他は或る一部だけに特別な下級官廳ではなく、各部に通じて、廣く其の共通の下級官廳としての權限を與へられて居るもので之を普通地方官廳と稱する。

產業行政に關する特別地方官廳の主要なるものは、實業部の下に森林事務所、鑛業監督署及び營口水產局等が有る。

產業行政に關する普通地方官廳は省と縣の二級に分れてゐる。省は中央と縣の中間機關にして康德元年十二月一日より施行せられたる新省公署官制に依れば奉天、吉林、龍江、熱河、濱江、錦州、安東、間島、三江、黑河の十省に區劃され、各省に省長を置いて之を管轄せしめてゐる。省長は地域的には一省內だけを管轄するものであるが、その權限に於いては、特別地方官廳の管轄事項又は中央官廳の直接管轄事項（例へば商標權）を除くの外、廣く一般の行政に及ぶものである。卽ち「省長は民政大臣の指揮監督を承け、各大臣所管の事務に付ては共の指揮監督を承け、法律命令を執行し省內の行政事務を管理す」（省公署官制三條）る。尙、省長は省內の行政事務に關し職權又は特別の委任に依り省令を發し、所部の官吏及び省內の縣長を指揮監督する（同上四、五、六條）。省は現在國の行政區劃にして自治團體となつて居ない。

地方下級官廳として省の下に縣がある。縣の行政に關しては縣官制及び自治縣制が制定公布されてゐるが自治縣制は未だ施行さるゝに至らず現在縣は自治團體としての地位を有せず、縣官制に依りて縣長が置かるゝ國の行政區劃たるに過ぎない。縣長は縣內の行政事務に關し職權若は特別の委任により縣令を發し、又省長の指揮監督を承け法令を執行し縣內の行政事務を管理し部下の官吏を指揮監督する（縣官制二、三條）。

蒙古行政は特殊の組織を有し中央官廳たる蒙政部の下に特別地方官廳として興安總署改良場の外、普通地方官廳は省と旗に分れてゐる。省は興安各省公署官制に依り興安東、南、西、北の四省に區劃され、各省に省長が置かれて居る。省長は蒙政部大臣の指揮監督を承け、各大臣所管の事務に付ては其の指揮監督を承け、法律命令を執行し、省內の行政事務を管理する。尙ほ省長は省內の行政事務に關し職權又は特別の委任に依り省令を發することを得べく、又所部の官吏及び省內の旗長及び縣長を指揮監督する（興安各省公署官制三十六條）。興安各省も未だ自治團體となつて居ない。

興安各省の下に旗がある。旗には旗制が施かれ、旗は國の行政區劃たる旗を以て其の區域とする。旗は法人とし國の監督を承け法令の範圍內に於て其の公共事務及法令に依り旗に屬する事務を處理する。卽ち旗は地方自治團體たる地位を認められ、蒙政部令を以て指定せられたる旗には旗自治會を置くことを得べく、旗は其の住民の權利義務及び自治事務に關し旗條例及旗規則を制定することを得る。然し旗は同時に國の行政機關にして、旗に官吏たる旗長が置かれ、旗長は旗の行政を統轄し本旗を代表する。旗長は其の主管事項に關し職權又は特別の委任に依り旗令を發することを得べく、又部下の官吏を指揮監督する。

第二節　經濟建設綱要

滿洲國政府は大同二年（一九三三年）三月一日建國一周年記念日に當り「滿洲國經濟建設綱要」なる聲明書を發表した。これは國家の方針を公表したる政府の宣言にして、もとより人民の權利義務と直接に關係するものでなく又國家自身を法律的に拘束するものではないが、滿洲新國家の經濟政策を中外に闡明したるものとして貴重なるものである。

滿洲國は「積年軍閥盤踞し、秕政萃聚せる地」に「手を隣師に借りて亂類を驅り」以て建國せられたのであり「新國家建設の旨は一に以て順天安民を主と爲す」（建國宣言）のである。而して建國後は「內は極力往日の暗黑政治を廓清し、諸般の法律制度を改善し、政治機構の基礎を固め、幣制並に財政の確立を計ると共に、一方匪禍の肅淸治安の維持に努め、外は獨立國家として善隣との友好關係を深厚にし、國際的地位の向上に努力」（經濟建設綱要）して來た。當時世界の政治經濟の一般的情勢は無統制なる資本主義經濟を修正して所要の統制を加へ、夫々經濟ブロックの結成を目的とする方向に進んでゐた。玆に於てか滿洲國も世界の大勢に順應し、經濟建設の根本方針を定め、建設計畫の綱要を示し、官民協力して實行邁進する規準として「滿洲國經濟建設綱要」を公表した。而してこの綱要は永年に亘る大計であるから、近き將來に關しては、別に計劃を策定してこれを公表することゝしてゐる。

次に「經濟建設綱要」に就いて滿洲國の經濟建設の根本方針を示そう

滿洲國は無統制なる資本主義經濟の弊害に鑑み、之に所要の國家的統制を加へ、資本の效果を活用し、以て國民經濟全體の健全且つ潑剌たる發展を圖らんとする。斯くして國民大衆の經濟生活を豐富安固ならしめ、其の國民的生活を向上し、國力を充實し、併せて世界經濟の發展に貢獻し、文化の向上を計り、以て建國の大理想たる模範國家を實現することが經濟建設究極の目標である。この大目標に到達する爲め次の四大根本方針が確立された。

(1)國民全體の利益を基調とし、利源開拓、實業振興の利益が一部階級に壟斷さるゝの弊を除き、萬民共樂ならしむること。

(2)國內賦存の凡有資源を有效に開發し、經濟各部門の綜合的發達を計る爲め、重要經濟部門には國家的統制を加へ合理化方策を講ずること。

(3)利源の開拓、實業の奬勵に當りては、門戶開放、機會均等の精神に則り、廣く世界に資本を求め、特に先進諸國の技術經驗其の他凡有文明の粹を蒐めて之を適切有效に利用すること。

(4)東亞經濟の融合合理化を目途とし、先づ善隣日本との相互依存の經濟關係に鑑み同國との協調に重心を置き、相互扶助の關係を益々緊密ならしむること。

右の四方針は經濟建設の根本方針であるからあらゆる場合に徹底遵奉し其の完成を期するものである。而してこの根本方針の主旨に基き滿洲國政府は現下の情勢上實現可能にして最善なる手段として左の範圍に於て國民經濟の統制を行ふことにした。

(イ)國防的若くは公益的性質を有する重要事業は公營又は特殊會社をして經營せしむるを原則とする。

(ロ)右以外の產業及資源等各般の經濟事項は民間の自由經營に委す、只特に國民福利を重んじ、其の生計を維持する爲に、生產消費の兩方面に亘り必要なる調節を行ふ。

玆上の經濟統制方策に基き既に實現した特殊會社には左の如きものがある。日滿兩國の條約に準據して設立せられたる滿洲電信電話株式會社滿洲國特殊會社法に依り設立せられたるものに滿洲中央銀行、滿洲石油株式會社、滿洲炭礦株式會社、同和自動車工業株式會社、滿洲棉花股份有限公司、滿洲採金株式會社、滿洲鑛業開發株式會社、滿洲火藥販賣株式會社、滿洲拓植株式會社、滿洲林業股份有限公司があり、特殊會社に準ずべきものに滿洲航空株式會社、滿洲電業株式會社及滿洲計器股份有限公司がある。

「經濟建設綱要」は更に交通、經濟の各部門に分ち共の建設計畫を敍述して居る。卽ち「交通の充實」の部に於て鐵道、港灣、河川、道路、通信、空運、都市計畫に分ち「農業の開發」に於て農產業、畜產業、林業、水產業（漁業、製鹽業）、農業經營、農業施設、土地に分ち、「鑛工業の振興」に於て方針、鑛業、工業、施設に分ち、尙「金融の整備」「商業の助長」「私經濟の改善」の項目に於て夫々詳細に述べて居る。

以上を結論して「經濟建設綱要」は次の如く曰ふ。

「開示せる經濟各部門に關する建設方針の要綱は尙其の規模少なりと雖も、漸次我國財政經濟の實力に應じ其の計劃を擴大せんとするものにして、然も本計畫を以て進むも現在我國總生產額三十億圓は十年を出でずして倍加するを疑はず、況んや尙將來に於ける國力の增大は期して待つべきものあらん。然りと雖も前記初期方針の實行に於ても巨額の資本と優秀なる技術及國民一致の協力を必要とす、其の經濟建設

資金は廣く之を世界に求むると共に國内に於ては主として中少資本の吸收に努め、國民全般の福利增進を主眼とし技術的指導亦た中外に求むべし。

要は國家と國民永遠の繁榮を基調として世界に比類なき新經濟組織を完成し我王道建國の大使命を全ふせんとするに在り、玆に三千萬民衆に本基設綱要を示して切に其の確固たる決心と協力を冀望する所以なり」。

第二章　各　論

第一節　農業法制

滿洲國は農業立國を標榜して居り、農業が國民經濟上根幹的地位を占めて居るのであるが、滿洲國が制定したる農業に關する法令は未だ充分に整備さるゝに至らない。もとより建國前に於ては農業及び農村社會の重要性が殆ど無視されて居たのに對し、滿洲國は積極的に農業生産の振興に努力して居るのであるが、農業法制上より云ふときは現在は大體に於て調査の時代と云ふべく將來に期すべきものである。

勸農施設に關する主要なる法令としては先づ農事試驗場に關するものとして

○農事試驗場官制（大同三年一月一八日　敎　令　第　三　號）

○農事試驗場の名稱及位置（大同三年一月三一日　實業部令第一號）（康德元年八月三〇日　實業部令第八號）（康德二年五月一八日　實業部令第五號）

がある。農事試驗場は克山、錦縣、寧安に、分場が龍江にある。この外全國各地に建國前より既存の農事試驗場及び苗圃があるが、これらは實際上其の機能を發揮してゐなかつた。

農村に於て重要なる役割を果すべき農會も建國前に於て既に存在してゐたが、これ亦實際上其の機能を發揮せず、建國後政府に於て一般農業團體制度と關聯して農會の更正を計らんとし、これが成案に資する爲、各省長に左の訓令が發せられた。

○縣、市等農會調查報告之件（康德三年一月二二日　實業部訓令第四一號）

農會と共に重要なる農業團體たる水利組合に關しては

○農業水利組合令（康德元年三月一六日　奉天省令第一號）

があり、農事共同施設助成に關しては

○農事共同施設助成規則（康德三年一月三一日　實業部令第二一號）

があり、縣内一定村に於ける共同作業場設置、共同農具設置、共同副業奬勵、農事組合、農事共同施設の費用に充當せしむる爲め縣に助成金を交付する旨を規定する。

滿洲國は建國早々洪水の災害或は匪賊の擾亂あり、加ふるに世界的農業恐慌の影響に因り、農民は其の資産を失ひ田地は荒蕪し困憊を極めた從て農民は春耕の費用にも事缺くに至つたので政府は大同二年春耕の資金を貸與する爲左の訓令、指令、佈告を發した。

○大同二年度春耕貸款辦法に關する件（大同二年四月八日　實業部訓令第七一號）

○春耕資金借用條件の件（大同二年四月一一日　興安總署訓令第一二三號）

○各蒙族春耕貸款に關する件（大同二年四月二四日　民政部訓令第一九八號）

○滿洲中央銀行春耕貸付金契約に關する件（大同二年五月三一日　財政部第一二號　民政部第一號　實業部第四號）

○貸付金償還に關する件（大同二年九月二三日　興安總署訓令第六二三號）

○棉花收買價格に關する件（大同二年一〇月一四日　實業部訓令第二七八號）

○棉花收買地域の指定に關する件（實業部公告）

○康德元年度棉花收買に關する件（康德元年一〇月八日　實業部公函第一三三號）

○康德元年度に於ける滿洲棉花股份有限公司の棉花收買に關する件（康德元年一二月一七日　實業部訓令第四〇〇號）

農産物收穫豫想調查の爲關係各機關の聯合會がつくられたが、實業部はこれに關して左の訓令を發してゐる。

○農産物收穫豫想調查要綱に關する件（大同二年七月七日　實業部訓令第一四〇號）

匪災を豫防する爲め治安に關して

○鐵道兩側に高粱、包米栽培禁止の件（大同二年四月四日　實業部訓令第六六號）

○鐵道兩側に高き作物栽培禁止の件（康德元年五月三〇日　民政部　實業部訓令第二八六號　交通部　第二九號）

○奉天省農地復興資金貸付辦法（康德元年五月二八日　民政部　財政部指令第一二〇七號）

○農民救濟の爲め春耕貸款監理委員會及分會設置の件（康德元年五月三〇日　熱河省公署訓令第五九〇號）

○春耕貸款辦法に關する件（康德元年五月三一日　熱河省公署佈告第三一號）

滿洲農産物中棉花は種々の事情に因り建國以來改良增殖が急がれ、棉花關係機關として滿洲棉花協會及び滿洲棉花股份有限公司があり、後者は

○滿洲棉花股份有限公司法（康德元年四月六日　勅令第二六號）

により國内生産棉花の收買及採種に關する事業を營むことを目的として設立され、政府の特別の保護を受け其の監督に服する特殊會社である。棉花に關する訓令として左の如きものがある。

○棉花收買價格決定方の件（大同二年九月二七日　實業部訓令第二四三號）

○滿洲棉花會社棉花收買に便宜を與へしむる件（大同二年一〇月九日　實業部訓令第二三八號）

○本年度生産棉花處理方に關する件（大同二年一〇月三日　實業部訓令第二五五號）

○康德元年度棉花收買指定地域に關する件（康德元年一一月一日　實業部訓令第三五六號）

○棉花收買地域の指定に關する件（實業部公告）

○康德元年度棉花收買に關する件（康德元年一〇月八日　實業部公函第一三三號）

○康德元年度に於ける滿洲棉花股份有限公司の棉花收買に關する件（康德元年一二月一七日　實業部訓令第四〇〇號）

農産物收穫豫想調查の爲關係各機關の聯合會がつくられたが、實業部はこれに關して左の訓令を發してゐる。

○農産物收穫豫想調查要綱に關する件（大同二年七月七日　實業部訓令第一四〇號）

匪災を豫防する爲め治安に關して

○鐵道兩側に高粱、包米栽培禁止の件（大同二年四月四日　實業部訓令第六六號）

○鐵道兩側に高き作物栽培禁止の件（康德元年五月三〇日　民政部　實業部訓令第二八六號　交通部　第二九號）

○奉天省農地復興資金貸付辦法（康德元年五月二八日　民政部　財政部指令第一二〇七號）

○農民救濟の爲め春耕貸款監理委員會及分會設置の件（康德元年五月三〇日　熱河省公署訓令第五九〇號）

○春耕貸款辦法に關する件（康德元年五月三一日　熱河省公署佈告第三一號）

滿洲農産物中棉花は種々の事情に因り建國以來改良增殖が急がれ、棉花關係機關として滿洲棉花協會及び滿洲棉花股份有限公司があり、後者は

第二節　畜産法制

畜産資源を開發し畜産業を振興する爲に滿洲國は建國以來種々の措置を講じて來たが、法制上より見るときは左の如くである。

畜産業に脅威を與ふる獸疫の豫防撲滅に關して

○獸醫養成所章程（康德元年一一月二三日實業部令第一三號）

○炭疽病の豫防に關する件（大同二年一〇月二五日民政部指令第二二三九號）

○家畜傳染病防止の件（康德元年七月二三日興安總署訓令第四八六號）

があり、綿羊の改良、增殖に關する施設として

○綿羊改良場官制（康德二年五月二四日勅令第三八號）

○興安綿羊改良場官制（康德二年五月二四日勅令第三九號）

がある。馬に關する事項は軍政部の外局たる馬政局の管轄するところにして、馬政に關する主要なる法令には

○馬政委員會官制（大同二年五月五日教令第三三號）

○國立賽馬場官制（大同二年五月五日教令第三五號）

○國立種馬場官制（康德元年八月二一日勅令第一〇四號）

○賽馬法（大同二年五月五日教令第三四號）

○賽馬法施行規則（大同二年七月五日軍政部令第一一號）

○臨時馬事調査令（康德元年七月一七日勅令第九一號）

○臨時馬事調査令施行規則（康德元年七月二五日軍政部令第三號）

○馬疫豫防辦法（康德元年八月一一日軍政部訓令第七二一號）

等がある。家畜市場の設立は建國以來の問題であつて從來これに關して

○家畜市場の設立に關する件（大同二年一一月二二日實業部訓令第三〇九號）

○農民牲畜賣買取締辦法（大同元年五月一六日民政部訓令第四〇號）

○馬の交易市場設立許可申請に關する件（大同三年一月一九日軍政部訓令第一號）

があつたが、康德二年十二月左の法令が制定せられた。

○家畜交易市場法（康德二年一二月二八日勅令第一六一號）

○家畜交易市場法施行規則（康德二年一二月二八日實業部令第二七號軍政部令第四號蒙政部令第二七號）

右の法令に依れば、家畜とは馬、騾、驢、牛、綿羊、山羊、豚及駱駝を謂ひ、家畜交易市場を開設するものは公共團體又は主管部大臣の指定する組合其の他の團體とし、市場を常設市場、定期市場及臨時市場に分ち、市場に於ては其の場內又は附屬の場所に在る家畜に非ざれば之を賣買又は交換することを得ざると共に、常設市場に付監督官署の指定したる區域內に於ては、原則として當該市場の取扱ふ家畜に付市場を開設することを得ず、又市場附近の區域內に於て、市場開場日及其の前後の期間中、其の市場の取扱ふ家畜に付、家畜の賣買交換又は其の周旋を業とする者はそれらの行爲を原則として爲すことを得ない。若し以上の禁止行爲を爲したるときはそれぞれ罰則の適用を受ける。

家畜就中綿羊、豚及牛の改良繁殖を圖る爲に政府は左の規則を設けて國有種綿羊、種豚又は種牛を無償貸付する。

○暫行國有畜種貸與規則（康德二年二月二七日實業部令第一號）

第三節　水産法制

水産一般に關する法規は未だ整備さるゝに至らない。

水産に關する試驗調査及指導監督に關する事務を掌る爲

○營口水産局官制（康德元年五月二三日勅令第四三號）

が制定せられてゐる。

漁業に關してその中心を爲すべき漁業法が未だ制定せられず、且援用すべき漁業關係法規も存在せざるを以て暫行的に漁業の許可に關して

○漁業の新規出願書に記載すべき事項（大同二年一〇月二五日實業部訓令第二六六號）

があり、水産動植物の蕃殖保護及漁業取締の爲め

○漁業保護區域設置に關する件（康德二年二月二日勅令第八號）

に依り漁業保護區域が設定せられ、この區域に於ては「トロール」漁業又は機船底曳網漁業を爲すことを禁止せられ、これに違反したるときは罰則の適用を受ける。

水産市場の設立は水産業の統制上極めて重大なる事柄であるので將來水産市場法が制定せられる趣であるが、これが公布に至るまでは暫行的に

○水産市場の設立に關する件（大同二年一一月二二日實業部訓令第三〇八號）

に依り處理されてゐる。

製鹽業に付ては實業部の外財政部の所管に關係するのであるが、特に掲ぐべき製鹽業關係の法規はない。

第四節　森林法制

滿洲國の森林法制は滿洲國政府に依り制定公布せられたるものゝ外「暫く從前の法令を援用するの件」（大同元年四月一日教令第三號）に依り「建國の主旨國情及法令に抵觸せざる條項に限り」從前施行せる法令が援用せられて居るので、法制の現狀は現政府のものと舊政權のものとが共存し、甚だ不統一である。

森林に關する舊政權の法令にして援用せらると認めらるゝものは左の法令であるが、法令中前記の制限に依り援用せられぬ條項もある。

○森林條例（民國一七年二月二九日大元帥令）

○國有林發放章程（民國一七年六月一日中華民國農工部令）

○遼寧省國有林整理暫行章程（民國一八年八月經省政府批准由廳令第一〇九九號）

○吉林省塡發臨時執照簡章（改條新法）（民國一七年九月二五日吉林省長公署指令第一〇五五九號）

○國有林伐採許可證發給手續變更に關する件（民國一三年一一月一二日黑龍江森林局佈告第四號訓令第二〇號）

建國後政府は從前の紊亂せる森林行政を革正する必要を認めたるも、一朝一夕にこれを改むることは勿論困難にして、建國以來政府の發布せる主要なる法令は左の如くである。

國有林野の管理及事業の實行に關する事務を掌る爲

○森林事務所官制（大同三年一月一八日教令第二一號）

が制定せられ、必要なる各地に森林事務所が設けられた。

森林に關する整理を遂行する爲一時的處分として

○國有林發放禁止に關する件（大同元年一一月一〇日實業部訓令第一六七號）

○林商の林照交換申請に關する件（大同元年一一月七日實業部指令第一三六號）

○林商の林照交換申請に關する件（大同元年一一月一九日實業部訓令第一九一號）

○林商の林照交換申請に關する件（大同元年一一月一九日實業部訓令第一九五號）

等の訓令が發せられた。

國有林の伐採許可に關して

○國有林伐採許可證の檢査の件（大同二年一〇月三〇日實業部代電訓令）

○國有林伐採許可證を提出せしむる件（大同二年一〇月一〇日實業部訓令第二五一號）

○敦化額穆縣下の國有林伐採辦法に關する件（大同二年一一月一七日實業部訓令第二九五號）

○國有林伐採辦法に關する件（大同二年一一月一七日實業部訓令第二九九號）

○國有林短期伐採許可に關する件（康德元年四月三〇日實業部指令第九五號）

○國有林伐採許可願樣式制定の件（康德元年九月二八日實業部訓令第二九四號）

○國有林伐採許可願（康德元年九月二八日實業部訓令第二九六號）

○國有林伐採許可條項（康德元年一一月二八日實業部訓令第三六七號）

等があり國有林の薪炭材伐採許可に關しては

○國有林薪炭材伐採許可に關する件（康德元年七月二日實業部訓令第一七三號）

○薪炭材伐採許可に關する件（康德元年七月二日實業部訓令第三一七號）

がある。國有森林原野竝に共の產物管理及び處方に關しては

○國有森林原野竝其の產物管理及處分に關する件（康德元年五月三日實業部訓令第九六號）

○國有森林原野產物處分辦法疑義解釋に關する件（康德元年一二月一九日實業部指令第八五九號）

○國有森林原野竝共の產物管理及處分に關する件（康德元年一二月二二日實業部訓令第三九五號）

がある。

滿洲國に於て國有林とは(1)所有者なきもの、(2)林木所有權の確實執據を有せずして習慣上に於て團體或は個人の所有と認められ居たるもの、(3)林木生長以後に林地所有權を取得したるものを謂ひ、國有地上に於ける林木は勿論公私有地上に於ける林木と雖も前記の條件に該當するものは國有林である。而して滿洲に於ける林業上主として問題となるのは國有林の伐採にして、國有林の伐採は官廳の伐採許可に依つて始めて可能となる。この伐採許可權は又林場權と云ふ。建國前滿洲に於ける林場權が複雜混亂をきはめてゐたことは周知の事實にして、滿洲國政府はこの林場權整理の爲左の法令を發した。

○林場權整理法（康德元年六月九日勅令第四七號）

林場權者は實業部大臣の指定する期間内に伐採許可證に林場圖を添附して所管省長を經由して實業部に林場權の審定を申請すべく、若し伐採許可證の提出なきときは林場權は消滅し、伐採許可證の提出ありたるときは實業部大臣は林場權の存否、林場の所在及其の區域に付審定し、この審定に不服ある者は其の理由を具し林場權審查委員會に其の決定を請求することを得る。林場權審查委員會は之に對して決定を與へ、林場權確定したるときは新に伐採許可證が交付される。この伐採許可證に記載せられたる林場權の期間は之を更新することを許されず、又實業部大臣は國土の保安又は森林資源の保護の爲め林場權者に對し林木の伐採に關し必要なる命令を爲すことを得る。この命令に從はざるときは伐採の許可が取消されるとし、この點に於て森林に對する滿洲國の統制的强制力は注目に値する。林場權整理に關して

○林場權審查委員會官制（勅令第五〇號）

○林場權整理法施行に伴ふ各省及各分省辦理手續に關する件（康德元年六月九日實業部訓令第一四九號興安總署訓令第四四三號）

○林場權申請期間に關する件（康德元年六月一八日實業部公告第一號興安總署公告第一號）

○林場權整理法に關する件（康德元年六月一八日實業部佈告第三號興安總署佈告第六號）

○林場權審定申請期間延期の件（康德元年八月二一日實業部公告第二號興安總署公告第二號）

○林場權審定の申請に關する手續（康德元年八月二五日實業部佈告第五號興安總署佈告第八號）

○林場權の存否及所在に關する件（康德元年七月四日司法部訓令第三〇七號）

○林場權審定申請受理に關する件（康德元年九月五日實業部訓令第二六三號）

○伐採許可期間滿了後の林木伐採に關する件（康德元年六月二九日實業部訓令第一七二號）

○加蓋戳記を受けたる林場權者に其の伐採を停止すべき旨通知せしむるの件（康德元年九月一一日實業部林務司公函第一三七號）

○加蓋戳記を受けたる林場權の取扱方に關する疑義の件（康德元年一〇月一二日實業部林務司公函第一六五號）

○林場權審查申請中の國有林伐採許可に關する件（康德二年一月四日實業部訓令第四〇五號）

等がある。

滿洲に於ける林業を統制する爲め政府は他の產業に於けると同樣、統制會社として滿洲林業股份有限公司を設立することになり

○滿洲林業股份有限公司法（勅令第一六〇號）

を公布した。公司は政府より拂下けを受けたる立木の伐採及其の伐採木の販賣に關する事業を營むことを目的とする特殊會社にして、一般の會社に比し政府の特別の保護を受け特權を享有すると共に、政府の特別の監督に服する。

森林に關する財政法規として

○木稅法（康德元年八月二九日勅令第一〇八號）

○木稅法施行規則（康德元年八月二九日財政部令第二五號）

○地方稅木捐規則（康德元年八月三〇日民政部第二〇號財政部第二六號興安總署第一〇號）

○地方稅木捐規則に關する件（康德元年八月三〇日民政部第八〇一號財政部訓令第三一八號興安總署第七〇〇號）

がある。

第五節　鑛業法制

滿洲國の鑛業に關する法制は康德二年八月一日に公布せられたる鑛業法及其の附屬法令を以て一時期を劃するもので、これに至る迄の法令は臨時的の辦法と見得るのである。

建國直後鑛業に關する法令として舊政權により制定せられたる鑛業條例其の他が援用され、新鑛業法制定に至る迄の一時的處置として滿洲國政府により左の如き訓令等が發せられてゐた。

○各省從前制定したる鑛證を徵集する件（大同元年九月二一日實業部訓令第一五一號）

○北票煤礦公司の鑛業權取消の件（大同二年二月二日實業部佈告第一號）

○鑛產盜採嚴禁の件（大同二年五月一日實業部佈告第三號）

○各種鑛物の盜採に關する取締の件（大同二年九月一四日實業部訓令第三一〇號）

○鑛產物の私掘を禁止するの件（熱河省公署訓令實字第九號）

○鑛業行政改善の件（大同二年一月一六日實業部訓令第一三號）

○鑛業權移轉解禁の件（康德元年九月一一日實業部訓令第二七一號）

○鑛業出願禁止に關する件（康德元年一〇月二日實業部訓令第三一〇號）

○鑛業出願禁止に關する件（康德元年一〇月三日實業部佈告第七號）

○鑛業出願不受理の佈告後に受理せる鑛業出願に關する件（康德元年一二月七日實業部訓令第三八三號）

新鑛業法發布に先立ち鑛業行政の特別地方官廳として

○鑛業監督署官制（康德元年一一月一日勅令第一三九號）

○鑛業監督署の名稱、位置及管轄區域（康德元年一二月一日實業部令第一一號）

が制定された。

前述の如く康德二年八月一日を以て滿洲國の國情及經濟政策に立脚したる新鑛業法令が八布せられ同年九月一日より施行された。

○鑛業法（康德二年八月一日勅令第八五號）

○鑛業法施行細則（康德二年八月一日實業部令第一〇號蒙政部令第五號）

○鑛業法施行期日に關する件（康德二年八月二三日勅令第一〇一號）

○鑛業法第九條の規定に依る國防上必要なる鑛物を目的とする鑛業の出願の制限に關する件（康德二年八月一日勅令第九一號）

○鑛業法第九條の規定に依る資源保全上必要なる鑛物を目的とする鑛業の出願の制限に關する件（康德二年八月三一日勅令第一〇六號）

○康德二年勅令第九十一號の鑛物を發見したる者に對する處置方に關する件（康德二年八月一日實業部令第六號）

○康德二年勅令第九十一號の鑛物を發見したる者に對する處置方に關する件第一條第一項の規定に依る申出に關する件（康德二年八月三一日實業部令第九五號蒙政部令第九號）

○鑛業法施行細則第二十條に依る鑛業地籍に關する件（康德二年八月一日實業部佈告第二號）（康德二年八月二六日實業部佈告第三號）

○熱河省及錦州省內蒙旗地域に於ける鑛業法施行に關する件（康德二年八月三一日實業部令第一四號）

○鑛業登錄令（勅令第八七號）（康德二年八月一日）

○鑛業登錄令施行細則（實業部令第一九號）（康德二年一〇月三一日蒙政部令第二三號）

○鑛業登錄令第八條の規定に依る手數料の件（康德二年九月二八日實業部令第二〇號蒙政部令第一八號）

○鑛業稅法（勅令第八六號）（康德二年八月一日）

○鑛業登錄稅法（勅令第八八號）（康德二年八月一日）

○鑛業に關する手數料の件（康德二年八月一日實業部令第二七號蒙政部令第七號）

○鑛業に關する願書竝に滿洲鑛業開發株式會社宛申出書提出に關する件（康德二年八月三一日實業部令第一六號）

以上の新鑛業法令に於ける特徵は、第一に鑛業法第二條に於て四十種の鑛物を法定し、これを一樣に同一法規の下に同一の鑛業權を設定せしむることにしたことである。卽ち舊鑛業條例に於ては法定鑛物を三類に分ち、各類毎に鑛業出願の手續、鑛業權の內容等を異にし又鑛業稅の賦課額等を異にしてゐたのに對し、新法に於てはかゝる差別を撤廢したのである。尙日本に於ては鑛業法の外に砂礦法を制定し砂礦に關して別に規定を設けてゐるが、滿洲國に於ては砂礦に對する特別の取扱を爲さず一般の鑛物に包含せしめ、別に砂礦法を制定するの主義を採らない。第二に新法は試掘權を廢止した。舊鑛業條例及日本鑛業法は鑛業權に採掘權と試掘權との種別を設けてゐるが、新法は鑛業權を採掘權のみとした。尤も試掘權制度に於けると同樣の目的を達する爲め鑛業權設定後三年間は鑛區稅を半減して居る。尙舊法に於ては小さな鑛區に於ける小規模鑛業を小鑛業と稱して特別の取扱を爲してゐたが、新法は小鑛業を廢止した。第三に外國人又は外國法人と雖も實業部大臣の特別の許可を受けたる者は鑛業權者又は租鑛權者と爲ることを得る。これは諸國の立法例に於て鑛業權を取得し得る者は自國の人民又は自國の法人に限つてゐることに對する重大なる例外である。第四に國防又は資源保全の爲め勅令を以ての鑛物に付ては滿洲鑛業開發株式會社及政府の特に指定する會社を除くの外一般私人の鑛業の出願が制限された。尤もこれらの鑛物を發見したる者は租鑛權の設定又は補償金の交付を受ける。第五に鑛區は經度線及び緯度線の各一分を以て圍む四邊形狀の地區を單位區域としたことである。卽ち鑛區は原則としてこの單位區域の一又は其の一邊を共通にして相接續する二以上の單位區域の集合から成るものとし、鑛區の形狀に一定の規格を與へた。而して別に鑛業地籍の制を設け、出願及び審査を容易にした。第六に租鑛權を新に認めたことである。租鑛權とは鑛業權者に租金を拂ひ其の鑛區に於て鑛物を採取し之を取得する權利を云ひ、從來舊條例又は日本法に於て鑛業權の賃貸借が禁止されて居るにも拘らず實際に其の事實あるに鑑み、所有と經營の分離を認め進んでこれを法律上認むると共に一定の規律を與へたのである。以上新法の主要なる特徵を列擧したが、要するに新鑛業法は滿洲國の特殊事情に立脚し先進諸國の法制の粹を採つた進歩的の法令であると云へよう。

滿洲國は經濟政策として國防又は重要なる資源の開發に關し統制主義を採用してゐることは前述の如く、鑛業に於ても他の產業に於けると同樣、特殊會社を設立してこれによる統制を企てて居る。

○滿洲鑛業開發株式會社法（勅令第九〇號）（康德二年八月一日）

○滿洲炭礦株式會社法（勅令第一二七號）（大同三年二月二七日）

○滿洲採金株式會社法（勅令第三八號）（康德元年五月三日）

○滿洲石油株式會社法（勅令第七二號）（大同三年二月二一日）

滿洲鑛業開發株式會社は鑛業法に於ける國防又は資源保全に必要なる鑛物を目的とする鑛業の出願を一般私人に制限したのに呼應して設立されたもので、本會社の目的とするところは其の制限鑛物の資源を確保し其の開發統制を圖るにある。尤も其の制限鑛物の內、石炭に付ては、滿鐵社炭を除く大部分の滿洲炭礦を統制する滿洲炭礦株式會社が設立され、金鑛に付ては勅令により定められる地域に於ける金鑛の採掘及び製鍊に關する事業を營むことを目的として滿洲採金株式會社が設立され、石油に付ては滿洲國內に於ける事實上の獨占的採掘權を與へられた滿洲石油株式會社が設立された。これらの會社は何れも特殊會社として政府より特別の保護を受け特權を享有すると共に政府の特別の監督に服する。

石油及び產金に關する法令としては尙

○石油類專賣法（勅令第一二四號）（康德元年一二月一四日）

○石油類專賣法施行令（財政部令第三八〇號）（康德元年一二月三〇日）

○石油類專賣實施に伴ふ既存營業者の設備買收に關する件（勅令第一二五〇號）（康德元年一二月一四日）

○石油類專賣に伴ふ既存營業者の設備買收申請に關する件（財政部令第三四號）（康德元年一二月一五日）

○產金買上法（敕令第四七號）（大同二年六月一四日）

○產金買上法施行規則（實業部令第四號財政部令第四號）（大同二年六月二六日）

○電氣事業取締條例（國民政府交通部公布）（國民二六年七月二八日）

○民有電氣事業執照規則（國民政府交通部公布）（國民二六年七月二〇日）

電氣事業に關する滿洲國の訓令、指令等には左の如きものがある。

○電氣事業の經營認可に關する件（實業部訓令第二〇五號）（大同二年五月一九日）

○民營電氣事業許可證規則廢止に關する件（實業部訓令第二三號、第二四號）（大同二年一月一四日）

○電氣事業營業許可證費率制定の件（實業部令第五號）（大同二年七月七日）

○電氣事業取扱方通令の件（實業部訓令第一七七號）（大同二年七月二五日）

×電氣事業關係屆出竝申請手續例

○電氣周波數統一の調査に關する決議の件（大同二年五月一九日實業部訓令第一一號）
○電氣供給規程の隨意變更を取締るの件（大同二年九月二六日實業部訓令第二三一號）
○自家用電氣工作物の施設に關する件（大同二年一〇月一三日實業部訓令第二五六號）
○電氣事業經營の件（康德元年六月二〇日實業部訓令第一四六號）
○電氣事業出願書類取扱に關する件（康德元年一二月二二日實業部訓令第四〇一號）
○滿洲電業股份有限公司電氣事業經營許可附帶命令第六號に依る豫備施設に關する件（康德元年一二月七日實業部訓令第三七三號）
○滿洲電業股份有限公司電氣事業經營許可の件（康德元年一二月七日實業部指令第七六九號）

滿洲に於ける電氣事業の統制會社として滿洲電業股份有限公司が設立された。本公司は特殊會社法に依り設立されたる他の株式會社と異なり、會社に關する特別法を有しないが、事實上は滿洲電氣事業統制會社として特殊會社たるの實質を有し、前述の指令の下に政府の特別の保護、監督を受けて居る。

第七節　商業法制

商業に關する行政法規はこれを取引所、市場及び商品取締の三に分け得る。

取引所に付ては法令未だ制定なく設立の許可に關する訓令其の他あるに過ぎない。

○取引所の設立許可に關する件（大同二年五月一五日實業部訓令第一〇三號）
○交易所の許可不許可に就き調査せしむるの件（大同二年七月三日實業部訓令第一四二號）
○交易所に類似の性質の商業を調査する件（大同元年八月一五日實業部訓令第一一八號）
○交易所經紀人の營業執照費及登錄費に關する件（大同二年一二月二三日實業部令第一二號）

市場に付ては

○中央卸賣市場法（康德元年一〇月二五日勅令第一三三號）
○中央卸賣市場法施行細則（康德二年一〇月二二日實業部令第二一號）

が制定された。中央卸賣市場とは地方公共團體又は公益を目的とする法人が魚類、肉類、鳥類、卵、蔬菜及果實の卸賣を爲す爲め實業部大臣の指定する區域內に於て本法に依り開設する市場を謂ひ、中央卸賣市場を開設せんとするには實業部大臣の認可を受けねばならぬ。中央卸賣市場の名稱中には中央卸賣市場なる文字を用ふべく、中央卸賣市場に非ざるものは名稱中に中央卸賣市場なる文字又はこれに類似する文字を用ふることを得ない。中央卸賣市場の開設ありたるときは其の取扱品目に付當該指定區域內に在りては市場以外の場所に於て卸賣市場行爲を爲すことを得ない。中央卸賣市場に於て卸賣の業務を爲さんとする者は實業部大臣の許可を受くべく、且卸賣の業務を爲す者は開設者に對し賣買値段及び取引高を報告することを要し、又自己の取扱品目の部類に屬する物品の仲買業務を爲すことを得ない、若しこれらの事項に違反したるときは罰則の適用を受け或は認可の取消、業務の停止又は業務許可の取消若は業務の停止等の處分を受ける。現在本法に依り開設を認可せられて居るのは哈爾濱特別市中央卸賣市場である。

○哈爾濱特別市中央卸賣市場の名稱、位置（康德元年一一月一七日實業部佈告第九號）

商品取締に付ては左の法令がある。

○織物類の密輸取締に關する件（康德元年九月一日財政部令第二七號）
○消費稅課稅物件製造取締法（康德元年一二月一四日勅令第一四八號）
○消費稅課稅物件製造取締法施行規則（康德元年一一月一九日財政部令第三七號）
○食糧輸出禁止に關する件（大同元年五月五日東省特別區長官公署訓令並公函第三五號）
○農產物輸出入の監視方法に關する件（大同二年一一月二〇日民政部訓令第八〇九號）
○糧石の境外輸出禁止に關する件（大同二年一一月一七日熱河省公署公函第七三號）

第八節　金融法制

建國前に於ける滿洲金融事情が錯雜混亂を極めてゐたことは周知の事實であるが、建國以來當局者の努力により統一が實現され、金融に關する滿洲國の法制は比較的整備された。

幣制に關する法令としては左の如きものがある。

○貨幣法（大同元年六月一一日教令第二五號）

貨幣の製造及發行の權は政府これを掌握し、政府は滿洲中央銀行をしてこれを行はしめる。價格の單位としては純銀の量目二三・九一公分を以てし、これを圓と稱する。即ち滿洲國は銀本位國であり、中華民國と本位を同じくし、日本其の他の金本位國と異なる。紙幣は其の額に制限なく法貨として通用するが、紙幣の價値を維持する爲め、發行準備として滿洲中央銀行は紙幣發行高に對し三割以上に相當する銀塊、金塊、確實なる外國通貨又は外國銀行に對する金銀預ケ金を保有するを要すとし、この準備額を超過する發行に對しては公債證書、政府の發行又は保證せる手形其の他確實なる證券若は商業手形を保有するを要すとする。

○滿洲中央銀行發行貨幣樣式竝製造其他損幣兌換及銷却の件（大同元年七月二日教令第四六號）
○滿洲中央銀行壹百圓紙幣樣式（大同二年三月八日政府公報）
○滿洲中央銀行拾圓紙幣樣式（大同元年一〇月一日政府公報）
○滿洲中央銀行五圓紙幣樣式（大同二年五月一日政府公報）
○滿洲中央銀行壹圓紙幣樣式（大同元年一一月三〇日政府公報）
○滿洲中央銀行五角紙幣樣式（大同元年八月九日政府公報）
○滿洲中央銀行壹角及五分白銅貨幣略圖（大同二年四月二一日政府公報）
○滿洲中央銀行一分及五釐青銅貨幣略圖（大同二年七月三日政府公報）
○滿洲中央銀行紙幣の暫定樣式（大同元年七月一三日政府公報）
○幣制統一貨幣價値安定佈告の件（大同二年一月一八日財政部佈告第三號）
○國幣を本位とする件（大同二年一月一一日民政部指令第六四八號）
○滿洲中央銀行の國幣の行使に關する件（大同二年一一月一七日熱河省公署佈告實字第五號）

舊貨幣は一切流通を禁止し、一定の期間を設けて、新貨幣に交換せしむることゝした。

○遼寧四行號聯合發行準備庫整理辦法（大同元年五月二日教令第二二號）
○舊貨幣整理辦法（大同元年六月二七日教令第三八號）
○新舊貨幣換算率（大同元年六月二八日財政部令第三號）
○營口過爐銀の整理に關する件（大同二年一一月一三日財政部佈告第一九號）
○鎭平銀整理の件（康德元年四月二三日財政部佈告第三號）

滿洲國は銀本位を採用するも、金の貯藏の必要を認め、金の流出の防止或は產金の買上に付左の法令を制定した。

○金輸出禁止法（大同二年六月一四日教令第四八號）
○金輸出禁止法施行規則（大同二年六月一九日財政部令第一三號）
○產金買上法（大同二年六月一四日教令第四七號）
○產金買上法施行規則（大同二年六月二六日財政部令第一四號實業部令第四號）

然るに滿洲國は貨幣價値を安定せしむる爲め、爲替管理を强行することゝなり、康德二年十二月十日より金輸出禁止法を廢止し、之に代ふるに左の法令を以てすることゝなつた。

○爲替管理法（康德二年一一月三〇日勅令第一四一號）
○爲替管理法に基く命令の件（康德二年一一月三〇日財政部令第五七號）
○爲替管理法に關する施行手續（康德二年一一月三〇日財政部令第五八號）

外國通貨又は外國爲替の取得又は處分、外國通貨の輸入又は金地金、

○滿洲中央銀行法（大同元年六月一日勅令第一七二號）
○滿洲中央銀行監理官章程（大同元年七月一日勅令第一七三號）
○滿洲中央銀行總裁に對する命令（大同元年六月一日財政部令第四五號）
○滿洲中央銀行組織辦法（大同元年六月一日勅令第一七二號）

滿洲國政府は中央銀行の組織を確立すると共に、他方普通銀行を指導し、政府の監督の下に健全なる發達をなさしめ、金融市場必須の機關たらしむべく、普通銀行に關する左の法令を發布し、以て從來の銀行、錢莊等を改組せしめ、業務の刷新を圖つた。

○銀行法（大同二年一月九日勅令第一七號）
○銀行法施行細則（大同二年一月九日財政部令第一號）
○銀行法第十六條の規定に依る銀行の特例に關する件（大同二年一月九日財政部令第一號）
○銀行法施行に關する財政部佈告（大同二年一月三〇日財政部佈告第一號）
○銀行法施行に關する注意事項（大同二年一月三〇日財政部令第一號）
○銀行法施行に關する財政部訓令第一號（大同二年一月三〇日財政部令第一號）

滿洲中央銀行は滿洲國通貨及び金融の中樞機關として、國內通貨の流通を調節し、其の安定を保持し、金融を統制することを目的として建國後設立せられ、兩來其の組織の確立、內容の充實を圖り、現に中央銀行としての機能を發揮しつゝある。

○滿洲中央銀行法（大同元年六月一日勅令第一七二號）
○滿洲中央銀行監理官章程（大同元年七月一日勅令第一七三號）
○滿洲中央銀行總裁に對する命令（大同元年六月一日財政部令第四五號）
○滿洲中央銀行組織辦法（大同元年六月一日勅令第一七二號）

滿洲國政府は中央銀行の組織を確立すると共に、他方普通銀行を指導し、政府の監督の下に健全なる發達をなさしめ、金融市場必須の機關たらしむべく、普通銀行に關する左の法令を發布し、以て從來の銀行、錢莊等を改組せしめ、業務の刷新を圖つた。

○銀行法（大同二年一月九日勅令第一七號）
○銀行法施行細則（大同二年一月九日財政部令第一號）
○銀行法第十六條の規定に依る銀行の特例に關する件（大同二年一月九日財政部令第一號）
○銀行法施行に關する財政部佈告（大同二年一月三〇日財政部佈告第一號）
○銀行法施行に關する注意事項（大同二年一月三〇日財政部令第一號）
○銀行法施行に關する財政部訓令第一號（大同二年一月三〇日財政部令第一號）

滿洲國は建國以來自國の金融機關を整備統一する爲め、これに關する諸種の法令を發布したが、以下滿洲中央銀行、普通銀行、金融合作社の三に分ちて略述する。

滿洲國通貨は禁止又は制限せられ、これに違反したるときは罰則の適用を受けらる。

滿洲國は建國以來自國の金融機關を整備統一する爲め、これに關する諸種の法令を發布したが、以下滿洲中央銀行、普通銀行、金融合作社の三に分ちて略述する。

滿洲國通貨及び金融の中樞機關として、國內通貨の流通を調節し、其の安定を保持し、金融を統制することを目的として建國後設立せられ、兩來其の組織の確立、內容の充實を圖り、現に中央銀行としての機能を發揮しつゝある。

○滿洲中央銀行法（大同元年六月一日勅令第一七二號）
○滿洲中央銀行監理官章程（大同元年七月一日勅令第一七三號）
○滿洲中央銀行總裁に對する命令（大同元年六月一日財政部令第四五號）
○滿洲中央銀行組織辦法（大同元年六月一日勅令第一七二號）

滿洲國政府は中央銀行の組織を確立すると共に、他方普通銀行を指導し、政府の監督の下に健全なる發達をなさしめ、金融市場必須の機關たらしむべく、普通銀行に關する左の法令を發布し、以て從來の銀行、錢莊等を改組せしめ、業務の刷新を圖つた。

○銀行法（大同二年一月九日勅令第一七號）
○銀行法施行細則（大同二年一月九日財政部令第一號）
○銀行法第十六條の規定に依る銀行の特例に關する件（大同二年一月九日財政部令第一號）
○銀行法施行に關する財政部佈告（大同二年一月三〇日財政部佈告第一號）
○銀行法施行に關する注意事項（大同二年一月三〇日財政部令第一號）
○銀行法施行に關する財政部訓令第一號（大同二年一月三〇日財政部令第一號）

滿洲國は建國以來自國の金融機關を整備統一する爲め、これに關する諸種の法令を發布したが、以下滿洲中央銀行、普通銀行、金融合作社の三に分ちて略述する。

滿洲中央銀行は滿洲國通貨及び金融の中樞機關として、國內通貨の流通を調節し、其の安定を保持し、金融を統制することを目的として建國後設立せられ、兩來其の組織の確立、內容の充實を圖り、現に中央銀行としての機能を發揮しつゝある。

○滿洲中央銀行法（大同元年六月一日勅令第一七二號）
○滿洲中央銀行監理官章程（大同元年七月一日勅令第一七三號）
○滿洲中央銀行總裁に對する命令（大同元年六月一日財政部令第四五號）
○滿洲中央銀行組織辦法（大同元年六月一日勅令第一七二號）

滿洲國政府は中央銀行の組織を確立すると共に、他方普通銀行を指導し、政府の監督の下に健全なる發達をなさしめ、金融市場必須の機關たらしむべく、普通銀行に關する左の法令を發布し、以て從來の銀行、錢莊等を改組せしめ、業務の刷新を圖つた。

○銀行法（大同二年一月九日勅令第一七號）
○銀行法施行細則（大同二年一月九日財政部令第一號）
○銀行法第十六條の規定に依る銀行の特例に關する件（大同二年一月九日財政部令第一號）
○銀行法施行に關する財政部佈告（大同二年一月三〇日財政部佈告第一號）
○銀行法施行に關する注意事項（大同二年一月三〇日財政部令第一號）
○銀行法施行に關する財政部訓令第一號（大同二年一月三〇日財政部令第一號）

○專用鐵道規程（康德二年一月一日交通部令第二一號）

が制定され、大體に於て私設鐵道と同樣に、政府の特許を得べく又其の監督を受ける。

第十節　工業所有權法制

工業所有權の內、商標權は建國後治安の安定と共に商工業の不正競爭防止の爲め、特に速に保護すべき必要ありとされ、大同二年十一月二十日より商標に關する法令が施行せられた。

○商標法（大同二年九月二一日敎令第七七號）
○商標法施行細則（大同二年九月二一日實業部令第六號）
○商標登錄令（大同二年一一月一〇日實業部令第九號）
○商標登錄令施行細則（大同二年一一月二〇日實業部令第一〇〇號）
○商標局に對する手續の代理に關する件（大同二年九月二一日實業部令第七號）
○商標局官制（大同二年九月一三日敎令第七三號）
○商標公報發行規程（康德元年四月一四日實業部令第三號）
○商標局に對する手續の代理人詮衡委員會章程（大同二年一一月一四日實業部令第八號）

商標權とは營業として自己の製造又は販賣する商品なることを表彰する爲め商標の登錄を受け、其の商標を專用する權利を謂ふ。商標登錄の出願は同時に出願者二人以上あるときは先使用主義による。外國人も亦商標の登錄を受くることを得る。商標專用權の存續期間は登錄の日より二十年であるが、更新登錄の出願に依りこれを更新することを得る。商標專用權は營業と共にする場合に限りこれを移轉することを得る。

商標權の保護が確立されたる後、滿洲國は更に進んで商工業の秩序とその健全なる發達上極めて重要なる役割を占むるところの發明の特許權及意匠權に關する諸法令の制定を準備中であつたが、康德三年四月九日を以て左の法令が公布され六月一日より施行されてゐる。同時に商標局の組織を擴大してこれを特許發明局と改め、工業所有權全般を掌ることになつた。

○特許發明法（勅令第三五號）
○特許收用法（勅令第三六號）
○軍事上祕密を要する發明に關する件（勅令第三七號）
○特許登錄令（勅令第三八號）
○特許登錄稅法（勅令第三九號）
○意匠法（勅令第四〇號）
○意匠の收用に關する件（勅令第四一號）
○軍事上祕密を要する意匠に關する件（勅令第四二號）
○意匠の登錄に關する件（勅令第四三號）
○意匠登錄稅法（勅令第四四號）
○特許發明局官制（勅令第四五號）
○特許收用審查委員會官制（勅令第四八號）
○特許及意匠に關する各種の手數料の件（勅令第四九號）
○特許發明法施行規則（實業部令第六號）
○意匠法施行規則（實業部令第八號）
○意匠の登錄に關する件（實業部令第九號）
○特許及意匠に關する各種の手數料の件（實業部令第一〇號）
○特許發明局公報發行規程（實業部令第一一號）

右の法令に於ける主なる特徵を擧ぐれば、日本に於ては特許法、實用新案法、意匠法の三に分つてゐるのに對し、滿洲國に於ては實用新案はこれを意匠に包含せしめ、特許發明法及び意匠法の二とした。又法文の配列は實體規定、手續規定及び罰則の三編に分ち、新しき編別方法を採つた。特許發明法及び意匠法に於ては、先願主義を採用し、同日に出願した場合は出願者の協議に依り、若し協議調はざるときは共に特許又は登錄しない。日本に於ては特許より意匠に出願の變更をなすことを許すが、實用新案及び意匠より特許に出願變更をなすことを得ない。これに對し滿洲國に於ては、前の場合は勿論、意匠登錄出願を特許登錄出願に變更することをも認むる。滿洲國に於ては特許收用審查委員會を設置し、軍事上祕密を要し又は軍事上若は公益上必要なるものを、政府に於て收用する場合、その手續を愼重ならしむる爲め、收用審查委員會の議を經ることにした。外國人の權利能力に關しては既に商標法に於て平等主義を採用したが、特許及意匠に付ても同樣に外國人の權利享有を認めた。特許權の期間は十五年、意匠權は十年にして存續期間の延長を認めない。特許事件に關しては二審制を採用し、第一評定に於ける評決又は審查の拒絕查定に對し不服あるものは、抗告評定を請求することを得しめ、且つ抗告評定を以て終審とする。

滿洲國は工業所有權に關し外國人に權利能力を認むることは前述したところであるが、日本との間には不可分の特殊關係存在するを以て、兩國の工業所有權を相互に保護する爲め日滿兩國間に工業所有權相互保護協定を締結した。其の內容の要旨は日本人の發明は滿洲國政府にて保護し、滿洲國人の發明は日本政府にて保護する。日本人の出願は滿洲國政府にて認め、滿洲國人の出願は日本政府にてこれを認める。日滿兩國民の工業所有權は相互に外國人として區別せず自國人と同樣これを保護し、日滿兩國政府に於て商工業の不正競爭を防止するものである。

第十一節　度量衡法制

建國前の滿洲に於ける度量衡は地方に依りて慣行を異にし、しかも大小區々、輕重相異なり、國內一般に共通するものを缺き、賣買取引上甚しき障害を與へてゐたことは周知の事實である。建國以來政府は度量衡の統制劃一を圖る爲め、努力を積けて來たが、現在に於て既に左の諸法令の制定を見、新度量衡制が確立されるに至つた。

○度量衡法（敎令第一五號）
○度量衡法施行期日の件（大同三年一月二七日實業部令第三號）
○度量衡法施行規則（大同三年一月二七日實業部令第四號）
○度量衡法施行趣旨（康德元年三月一日實業部佈告第一號）
○新度量衡法普及に關する件（康德元年八月六日實業部訓令第二三二號）
○度量衡器檢定手數料の件（康德元年三月二七日實業部令第二號）
○度量衡器製作、修理、販賣又は輸入の許可を受けしむる件（康德二年五月三〇日民政部實業部訓令第五二三號）
○度量衡器檢定公差制定の件（康德二年四月一六日棚度局佈告第二號）
○度量衡器型式（康德二年四月一六日棚度局佈告第三號）
○角錐形枡の型式を定むる件（康德二年五月三日棚度局佈告第五號）
○蒸發秤及蒸發秤用增錘の型式を定むる件（康德二年五月九日棚度局佈告第六號）
○新制度度量衡器の使用に關する件（康德二年八月二一日實業部訓令第二六七號）

右度量衡法令の施行に伴ふ新度量衡器の供給に關しては、康德元年五月滿洲計器股份有限公司を設立して、政府の特別の保護と監督の下に、度量衡器の製作、修覆、並に賣買等一切の業務に當らしむることゝした。計量に付ては次の法令が制定公布せられた。

○計量法（勅令第八一號康德二年七月三〇日）
○計量法施行細則（實業部令第一七號康德二年九月二一日蒙政部令第一〇號）
○計量器の檢定及型式認定手數料の件（實業部令第一八號康德二年九月二一日蒙政部令第一一號）
○計量器製作申請書共の他樣式集（實業部佈告第五號康德二年九月二一日蒙政部佈告第五號）

昭和十二年二月五日印刷
昭和十二年二月十日發行

大連市伏見町十四番地
編輯人　中島宗一

大連市臺山屯三七〇番地
發行人　押川一郎

大連市大江町二番地
印刷人　荒木猪象

大連市大江町二番地
印刷所　株式會社日清印刷所

發行所　南滿洲鐵道株式會社